

環境影響評価制度総合研究会報告書（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

環境影響評価制度総合研究会報告書（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1)意見募集期間 平成21年6月5日（金）～平成21年6月26日（金）
- (2)告知方法 環境省ホームページ及び記者発表
- (3)意見提出方法 電子メール、郵送またはファックス

2. 意見提出数

151通（927件）

- 【内訳】
- 民間企業関係 66通
- 団体関係 12通
- 自治体関係 9通
- 自然保護団体・NPO等関係 14通
- 個人 50通

3. 意見の内容とそれに対する考え方

意見の対象項目	NO	意見概要	意見に対する考え方(案)
1 対象事業 (国と地方の役割分担について)			
	1	法対象事業の範囲の検討に当たっては、報告書の記載にあるとおり、地方分権の流れや現状における条例の整備状況などを踏まえ、慎重に対応すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、「行政全体の動きとして地方分権の流れがあり、法と条例が一体となって幅広い事業を対象にしていること(略)を踏まえ、慎重に対応していくことが求められる」旨を記載しています(23ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	2	法対象事業の種類及び規模を拡大するだけでなく、同一事業種の中でも区分の詳細化の検討が必要である。例えば、高効率火力発電所リプレースのように環境負荷が大幅に低減する事業については、第二種事業にしたり対象事業から除外することなどが考えられる。	火力発電所リプレース事業のようなケースの取扱については、「4-8 環境影響評価の内容及び環境影響評価技術」の「(リプレース等への対応について)」に整理したこれまでの議論の内容を踏まえつつ、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	3	条例アセスでは対象規模ギリギリのアセス逃れの事例がみられ、環境省の関与は必須である。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「条例等により環境影響評価が行われている事業種については、実施状況等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討することが必要である」旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	4	方法書段階で影響の越境性や、社会的関心の高さなどを理由に、自治体から法アセス対象への移行要請があった場合には、法対象とできるなど、ある程度柔軟に対応できる余地を残しておいたらどうか。	報告書案においても、「事案ごとに環境大臣が必要と認めるものについて環境影響評価を実施していくことが必要ではないかとの意見もあった」旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	5	大小様々な種類の事業が全国で展開されている中で、アセス対象の案件はあまりにも少ないと思われる。対象事業の拡大に向けた検討をお願いしたいと考える。	
	6	「国の関与は・・・少なくし」という見方が紹介されているが、国の規模要件が現行でも相当に大きいことから、この範囲を広げつつ、地方公共団体には環境影響の大きさや地域特性を踏まえた対象事業の設定が行えるように、すみわけをしていくという考え方もあるのではないか。	報告書案においても、「対象事業の種類及び規模について範囲の拡大を図るべきという意見があった」旨を記載しています(22ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	7	「直ちに新たな対象事業とすべきものはない点を踏まえ・・・」と結論付けられているが、その根拠、理由等が明らかにされていない。	「将来的に実施が見込まれる事業種で現行の法対象になっていないものについては、事業の特性や実施可能性、社会的要請等について知見を収集・分析した上で、対応を検討していく必要がある」(25ページ)、「条例等により環境影響評価が行われている事業種については、実施状況等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討することが必要である」(26ページ)といった点を踏まえ、このような記述としています。
	8	「国の関与はナショナルミニマムという考え方」は、環境影響評価制度の運用をリードしていく国の立場からして消極的と考える。アセス制度を規制制度としてとらえると、ナショナルミニマムという考え方は理解できるが、むしろ規制ではなく、環境配慮を推進していくための手続きを定めた促進的な制度ととらえるべきではないか。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においては、ご指摘のあった意見を記載する一方で「対象事業の種類及び規模について範囲の拡大を図るべきという意見があった」旨も記載しています(22ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。

	9	都道府県の条例等により共通して対象とされている事業については、すでに全国的な展開がされているものとみなし、法律でも対象とすべきである。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	国と地方の役割分担のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	10	地方の独自性の尊重も大切であるが、法のもとに、各自治体制度のあり方、対象事業規模についての大まかな水準、さらには簡易アセスメントを含む環境配慮への行政指導のあり方等について、国としての方針を示していただけるような、統括的な法体系を築いていただきたい。	
	11	地域を優先してきめ細かなアセスメントを施行する意味から、手続きの所管は地方公共団体に大幅に移すべきではないかと考える。そのうえで国の業務はそれらの総括的指導、監視というものに専門化し責任を持つべきではないか。もちろん、環境大臣は必要であればすべての案件に意見を呈することができる、という制度づくりも必要となる。	
	12	規模の小さいものまで法の網を被せ、規模の小さいもの(現在の二種以下/未満)については自治体に運用を任せ、国は国全体の環境行政の立場から意見を言えるようにしておけばよい。	
(法的関与要件について)	13	国の許認可要件を取り払い、環境負荷の大きなものを対象にするべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「国の許認可を要件から外し、環境負荷の大小で対象事業を決めるべきという対象範囲の拡大の必要性がある」との意見があった旨を記載しています(23ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(補助金事業の交付金化への対応について)	14	交付金事業が法対象事業に係る事業種・規模相当に該当する場合には、法アセスの対象とする必要がある。法的関与要件の内容について検討すべき。 (ほか同様の趣旨の意見8件)	報告書案においても、「法対象事業に係る事業種・規模相当に該当する場合であっても、交付金化した事業については現行法の規定では法対象事業とならないことから、補助金事業の交付金化に伴う必要な措置を行うべきという意見があった旨を記載しています(23ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	15	補助金事業の交付金化により法対象となくなる事業がでてくることについては、関係地域が行政界を超えるような事業規模・影響範囲の事業や、自治体の条例での対応が未熟である場合にフレキシブルな対応が図れるような国の関与の規定を検討する必要がある。	
(将来的に実施が見込まれる事業種への対応について)	16	放射性廃棄物処分場の建設事業、CCSといった実証試験等の段階にある新事業についても、環境への影響が懸念される場合は、法の対象事業として環境影響評価に取り組むことが必要と考える。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	報告書案においても、「放射性廃棄物処分場やCCSのような新事業については、何らかの形で環境影響評価法の対象とするべきではないか」という意見があった旨を記載しています(24ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	17	「撤去・解体事業については、発電用ダム事業で一部の地方公共団体において検討の動きがみられるものの、現段階において、法対象となる国関与の事業では具体的な事例は見受けられない。」と言う記述があるが、事例の積み重ねで行うのではなく、撤去・解体の時も環境影響評価を義務づけるべきである。	報告書案においても、「海洋資源開発や撤去・解体といった事業についても環境影響評価法の対象とすべきという意見があった旨を記載しています(24ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	18	海洋資源の開発は、海洋の有様を変化させることを伴うものであり、環境影響評価法の趣旨から対象事業とすべきである。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	
	19	放射性廃棄物処分場やCCSのような新事業については、将来的には対象とするか否かの検討も必要と思われるが、現段階は実証試験レベルであり、対象に含めるか否かの検討を行うことは時期尚早と考える。報告書案の記載にあるとおり、事業の特性や実施可能性、社会的要請等について十分な知見を収集・分析した上で対応を検討すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	報告書案においても、「将来的に実施が見込まれる事業種で現行の法対象になっていないものについては、事業の特性や実施可能性、社会的要請等について知見を収集・分析した上で、対応を検討していく必要がある旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	20	CCSについては、既に海洋汚染防止法の改正により環境省の許可事業として定められていることに留意し、法の対象事業とすべきか否かについては、情勢の変化を注視し、出来るだけ速やかに明確にする必要があると考える。	
	21	放射性廃棄物処分場、CCS等の新しい事業及び撤去・解体についても、環境アセスメントの技術手法の検討を進めておく必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見11件)	
	22	放射性廃棄物最終処分場、CCSといった大規模事業が他の環境影響評価法の対象事業と同等の環境影響を与える恐れがあるのであれば対象事業とすべき。各事業が研究段階であるのであれば、その研究と併せて環境影響が低減されるような事業内容、環境影響評価の手法を検討すべき。	
	23	CCSや大陸棚での開発等、海域や地層といった一自治体の範囲を明らかに越えるものに関しては、将来的に環境影響評価法による対応が望ましい。	

(条例等による環境影響評価が実施されている事業種への対応について)	24	風力発電所においては、報告書記載のとおり、まずはNEDOのマニュアルや条例の運用実態に問題があるのかを調査した上で、適切な環境影響評価の実施が図れるよう、段階的に実施すべきと考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「NEDOのマニュアルや条例の運用実態として問題が出ているのであれば、適切な環境影響評価の実施が担保されるよう、これらに関し何らかの措置が必要ではないかとの意見もあった」旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	25	風力発電施設に対する環境影響評価については、環境影響評価法の対象事業にするのではなく、NEDOマニュアルの見直しにより対応すべきと考える。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
	26	風力発電施設については、NEDOマニュアルによる環境影響評価が十分に機能していないことから、各自治体で条例等の対象にしている。また、技術的知見の充実の観点や、県境間際に設置し、他県域に影響が及ぼすような計画も想定されることから、国の責任の下に、環境影響評価法の対象事業とすることを検討すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見18件)	報告書案においても、風力発電施設について「強制力がなく第三者機関の関与がないNEDOマニュアルでは十分ではなく、環境影響評価法の対象として考えるべきという意見があった」旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	27	風力発電施設については、ほとんどの事業において条例やNEDOマニュアルによる環境影響評価を実施しており、新たに環境影響評価法の対象とする必要はない。	報告書案においても、「風力発電施設はNEDOのマニュアルで環境影響評価を実施している仕組みがある点に考慮する必要があるとの意見」があった旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	28	今後計画される風力発電事業は環境脆弱地に立地されると考えられ、かつ複数の都道府県にまたがる地域に立地する場合には、環境影響の程度が広域になると想定されるので、適切な環境影響評価を実施するための対応の検討や、技術手法の検討などを進める必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	報告書案においても、「現在、条例等により環境影響評価が行われている事業種については、実施状況等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討することが必要である」旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	29	風力発電事業におけるNEDOの環境影響評価マニュアル及びそれに基づく環境影響評価については、現地調査の不十分性などの指摘が過去にされている。一律に法の対象事業に入れればよいというものではないと思うが、こういった自主アセス規定について環境省が監督、改善命令等を出せる余地を残しておくことは必要だと考える。	風力発電施設に係る環境影響評価のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	30	風力発電施設については、地方公共団体でそれぞれ対応されているが、地方公共団体が参考としているNEDOのマニュアルは未解明な部分もあり、現状では十分でないと評価されている。このような場合は環境省が統一した予測評価マニュアルを確立すべきであり、場合によっては国の対象事業として視野に入れてもよいと思われる。	
	31	風力発電の環境影響評価事例は、きわめて紋切り型の「影響は軽微」との記載が目立っており、NEDOマニュアルの環境影響評価は形骸化している。風力発電も大規模化すればするほど環境影響は大きく、事業の規模に応じた対応は必要である。	
32	風力発電事業は、風力発電のプロセスによって容姿も変化するので、環境影響評価を行う際、実施状況だけでなく、設計プロセスが適切かも評価する必要があると考えられる。早くから風力発電事業に関して環境影響評価を行っている欧州等の例を参考にし、その長短を知っていく必要もあると考えられる。		
33	条例等による環境影響評価対象事業について、国の手続と条例等による手続を分断し、一方が他方を排除するのではなく、環境影響影響への配慮を徹底する観点から、いずれの手続で実施すべきかの(調整)基準を示すこと、あるいは、双方の手続を重ね実施することしつつも、事業者等に無用ないし加重的な負担を負わせない手続・手法などを検討すべきものとし、その検討すべき事項と方向性を示すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見1件)		
(簡易アセスメントについて)	34	5-2対象事業のその他の課題と重複しているのではないか。	御指摘を踏まえ、4-1と4-11、5-2と5-12における簡易アセスメントの記述を統合しました。

35	現在のスクリーニング手続きが機能していないので、1種事業と2種事業をなくし、現在の2種事業の規模以上をアセスメントの対象とする。また、現在の1種事業の規模の50%~75%程度を新たな2種事業とし、その全てについて簡易アセスを行う。簡易アセスの結果、環境への影響が大きいと認められるものについては新1種事業として、正規のアセスを行う。簡易アセスをスクリーニングとして行うことになる。	
36	第二種事業については全てアセス手続きが行われており、事実上スクリーニング手続きが形骸化している。報告書(案)に記載されているものとは別の理由として、アセス手続きは極力短期間としたいという事業者サイドの意向や環境リスクの軽減志向があるようにも考える。すなわち、「スクリーニング手続きで事業が遅れるために生じるコスト」や「アセスを行わずに事業を進めた場合の種々のリスク」は、アセス手続きに要するコストに比べて小さいという事業者側の判断とも考えられる。この形骸化を防ぐため、何もアセスを行わない選択をなくし、例えば以下のような3段階に区分することも必要ではないか。 ・ 一種事業規模のアセス手続きは現行と同様。 ・ 一定規模(例えば第一種規模の50%~75%規模)の事業はアセス手続きを簡略化したいいわゆるミニアセスの対象とし、その場合の手続き期間は調査期間+1年程度で評価書までの手続きを終えることができるようにする。 ・ 現在の第二種事業規模の事業はアセス手続きを簡略化できるか、又は第一種事業と同等の手続きを経るかのスクリーニングを行う。	報告書案においても、「事業種要件及び規模要件を外し、スクリーニングによって環境影響評価を不要とする事業、簡易な環境影響評価(簡易アセスメント)を実施する事業、環境影響評価を実施する事業に類型化する仕組みが必要ではないかとの意見があった」旨を記載し、アメリカやカナダにおける簡易アセスメント制度の例を紹介しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
37	簡易アセスメントについては、海外事例や条例等の環境アセスメントの実施事例を踏まえて、今後とも検討していく必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	
38	海外のFONSI等の事例を踏まえ、類型化し簡易アセスを行う制度を導入してはとの意見が出されているが、現在までに第二種事業規模要件に該当する事業についてスクリーニングが機能していない現状を踏まえると、事業者の自主判断ではなく、ある規模要件で明確に分け、提示することが必要と考える。また、その場合に地方公共団体が実施している条例制度との関連性を整理した上で、既往の仕組みを活かした枠組みを提示することが望ましいと考える。	
39	事業の種類や規模に応じてアセスの中身や進め方にバリエーションを与えることによって、幅広い事業を対象にできるようなシステムにするべきである。米国のような簡易なEAをまず最初に実施し、FONSIに相当するような宣言あるいは今後のアセスメントに係る「手続きのレベル」をプロポーズさせる方式が望ましい。	
40	簡易アセスメントの対象事業と考えられるような小規模事業については、条例等により、各地域の状況に応じて法対象事業以外の事業種や規模の小さな事業を対象に詳細な環境影響評価を既に実施している状況にある。そのため、「国の制度の対象範囲を拡大すると地方制度の対象範囲がかえって狭まる点について留意する必要がある」ではなく、既に実施が担保されていることから「簡易アセスメント制度を導入する必要はない」と考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「簡易アセスメントの導入については、現行の第一種事業・第二種事業をなくす等の大きな制度変更を要することや、条例との関係に留意する必要があることから慎重な検討が必要であるとの意見」があった旨を記載しています(45ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
41	国の対象範囲を拡大し簡易アセスメント制度を導入するのは、条例との関係や、事業者負担の増加の点から、慎重に検討することが望ましいと考える。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
42	既に発電事業については、規模の小さい第二種事業について本格アセス実施の是非を審査するため、簡易アセスメントの実施が電気事業法で規定されていることから制度導入は不要である。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
43	現行の法や条例が適用されないような小規模な事業に関しても地域から環境保全の意見が出されている事例もあるため、簡易アセスメントの技術的な支援(指針等を示す)等により自治体での簡易アセスメントの導入を促進する方策が望ましい。	簡易アセスメントのあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
44	簡易アセスメントについては、費用対効果の視点の導入、独創的な取組の奨励、より簡潔でわかりやすいアセス書の作成といった観点からあらたな検討を行うべきである。	

(対象事業に関するその他の意見)	45	現在のスクリーニングは機能していない。それは1種事業と2種事業の規模にあまり差がないことも理由の1つと思われる。スクリーニング手続きを機能させるには2種事業の規模を引き下げる必要がある。(1種事業の50%)	報告書案においても、「法に基づくスクリーニング手続を実施した事例がないことから、第二種事業の規模要件を引き下げるべきではないかという意見があった」旨を記載しています(23ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	46	条例との関係を考えると、規模を切り下げることはスクリーニングを行うことには繋がらないと考える。	報告書案においても、「現在までの間スクリーニング手続の実績がないのは、法の第二種事業相当の規模の事業が条例の対象事業に位置づけられているケースが多く、仮に法に基づく環境影響評価手続が不要と判断されても、条例に基づく環境影響評価手続の適用対象となることが遠因しているとも考えられる」旨を記載しています(11ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	47	事業種や規模の大小に関わらず環境影響の大きい事業を対象事業とすべき。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	
	48	環境影響評価対象となる事業というものはその地域を優先的に考慮すべきであるとする。	報告書案においても、「事業の種別・規模だけではなく環境影響の大きさや地域特性に応じて環境影響評価の必要性を判断するべきではないかという意見があった」旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	49	国立公園などの国として保全すべき重要な場所や地域において行われる事業に対しては、より大きな環境影響のおそれがあることから、種類や規模に関わらず、より広い範囲の事業を環境アセスメントの対象にすべきであるとする。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	50	対象事業については、スクリーニング、スコーピングの制度・手法の組み合わせで、もっと実質的に幅広く、きめ細かく網羅できるようにする必要がある。	報告書案においても、「対象事業の範囲を拡大した上でスクリーニングをきちんと行っていくべきではないかという意見もあった」旨を記載しています(26ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	51	インフラ整備はほとんどが終わっているため、それ以外の先端産業で環境影響の多大な事業はすべて対象にかけられるよう、スクリーニング手続を設けるべき。	
	52	制度が想定していないタイプの事業や、複数の地方公共団体にまたがって影響のある事業などについて、地方公共団体や住民の申し立てを受けて環境影響評価の対象とできる仕組みをつくるべきである。	報告書案においても、「事実ごとに環境大臣が必要と認めるものについて環境影響評価を実施していくことが必要ではないかとの意見もあった」旨を記載しています(25ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	53	国営公園などの都市公園が自然環境を大規模に改変して造成される事例は少なくない。都市公園といえども、その立地を誤れば、環境破壊となりかねない。地域特性に応じた環境影響評価が必要である。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	
	54	以下の事業を環境影響評価の対象に加えるべきである。○食品・薬品・化学物質・農薬等の工場の建設・回収・撤去作業 ○高圧送電線・携帯電話等の中継アンテナ施設事業 ○農地法にもとづく大規模な農地の転用、森林法にもとづく保安林の解除や林地開発	
	55	戦争、軍事演習、軍事施設整備等を法対象事業とするべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	現行法において対象事業となっていない事業種の取扱いについては、報告書案に示した論点や、諸外国や条例の実態等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	56	メガソーラ発電について環境アセスメントの必要性について検討をお願いしたい。	
	57	事業内容が異なる事業であっても、隣接して実施される大規模事業については、総合的な影響評価、少なくとも情報を共有した上で影響評価を行うことが望ましい。	
	58	法には環境影響評価の定義が述べられているが、環境影響評価は、環境影響評価が対象事業の大小、許認可等に関係なく事業に伴う環境影響の大きさに配慮するものであることを理念として明確に示すことなどにより、事業者が自主的アセスに取り組むインセンティブを与える方策について検討する。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	
59	「日本の環境影響評価制度では法と条例が一体となって、(略)幅広い事業を対象として環境影響評価が行われる仕組みとなっている」について、仕組みはあっても機能していない事例が多数ある。	現行制度を巡る課題については本報告書の中で様々な論点を整理しているところであり、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	

2 スコーピング			
(方法書段階の説明の充実について)	60	方法書段階で、説明会を義務づけると、SEAの手続きを行なう場合には、住民説明が三度行なわれることになる。SEA手続きとの調整を考える必要がある。	
	61	現在PIやSEAが進みつつある一方で、まだアセスの方法書や準備書段階で始めて事業計画を知り驚く地域住民が多いという現状がある。PIやSEAのプロセスの中で早期段階から事業の内容についての周知を進め、地域住民とコミュニケーションをとっておき、それらのプロセス経緯を併せて方法書段階でお話をする、という手順が必要ではないか。	報告書案においても、「構想段階における取組と関連づけて検討すべきとの意見があった」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	62	今後、計画段階での住民参加が十分に行われるような状況になった場合には、環境影響評価の実施方法についても、説明会や事業計画の検討の場等で適切に説明することが望ましいと考える。	
	63	構想段階で所要の取組を実施している場合は、説明会の開催を免除できるなど、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」によるSEAの結果を活用できる仕組みとすることが適当。	
	64	現状でも方法書縦覧時に地域住民が意見を提出する機会は担保され、事業者が自主的に要約版を作成するなど住民理解にも十分に努めており、方法書制度の目的である評価を行う方法について外部の情報を収集する仕組みが構築できていると考えられることから、いたずらに事業者負担が増加する説明会開催を一律に義務化する必要性は認められない。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「方法書段階で説明会を行うことには負担感があり事務負担軽減のメリハリをつけるべきとの意見があった」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	65	環境影響評価制度における方法書段階での目的は、調査評価手法・項目についての意見把握であるが、地域住民が知りたいのは、事業の詳細内容及び評価結果であり、住民が満足する説明会が実施できない場合、結果として以降の合意形成に支障を来すことが懸念されることから、慎重な検討をお願いしたい。 (ほか同様の趣旨の意見7件)	報告書案においても、「調査前の方法書段階で説明会を行うことは、住民側が求める情報と事業者側で提供できる情報にミスマッチを起こし、逆に相互不信を招く恐れがあるとの意見があった」旨を記載しています(27ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	66	方法書の説明会まで行うことにより、事業スケジュール遅延等のおそれが大きくなり、必ずしも良策とは思えない。	報告書案においても、「方法書段階での説明会実施は、環境影響が不明確な段階で事業の是非自体に関する意見が出されるといった環境影響評価本来の趣旨と異なった議論への発展が危惧され、住民を混乱させることも懸念されるとの意見もみられた」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	67	方法書段階での説明会の実施の必要性については疑問がある。「調査方法」に主眼が置かれるべき議論の論点が事業の是非など本筋と異なるものにすりかわる恐れがある。	
	68	住民参加をより実効的なものにするため、方法書段階での説明会を義務化すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見12件)	報告書案においても、「(法施行後の)状況の変化を踏まえ、方法書段階での説明会を義務化すべきとの意見が多くみられた」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	69	住民意見や情報の収集が十分に行われず、予測評価のメリハリにつながっていない面があり、また、方法書や制度の本来の趣旨を理解するためにも、方法書段階において事業計画全体の流れや手続の進め方を含め説明する説明会を開催することが重要である。 (ほか同様の趣旨の意見18件)	
70	「住民が説明会で事業者の説明を求める内容は、調査方法ではなく、調査の結果である」とされているが、法対象事業の方法書についての説明会が行われていない状況下で、このように結論づけるのは早急ではないか。たとえ方法書段階での住民意見において環境影響評価の手法についての質問がなかったとしても、方法書についての説明責任を果たすことは必要。住民への理解を深めるためにも、説明会は有効な手段であると考え。	報告書案においても、「(法施行後の)状況の変化を踏まえ、方法書段階での説明会を義務化すべきとの意見が多くみられた」、「方法書段階におけるコミュニケーションを充実させることは方法書に対する住民等の理解を促進させるという観点からも有効であるとの意見がみられた」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	
71	方法書段階において法の趣旨と異なる意見が出されるという危惧は、意見書提出という手段においても同様であり、説明会という手段ではなく、スコーピングにおける住民関与という手続きそのものを否定的に捉えるものであり、説明会を行わない理由としては妥当性を欠くのではないか。		

	<p>72 方法書の目的を含む環境影響評価制度自体の理解を促進させることが必要と考えるが、その実施主体は事業者のみならず、環境影響評価制度を政策的に推進している環境省をはじめとした行政、地方自治体の役割でないかと考えられる。ついで、「環境影響評価制度総合研究会報告書(案)」p50、28行目以降を以下のとおりとはどうか。 「また、方法書の目的についての理解を促進させるという観点からも、事業者は受け手にとって分かりやすい情報の提供を工夫すべきであり『環境影響評価制度を政策的に推進している行政、地方自治体は、方法書の目的を含め環境影響評価制度自体の理解を促進し、環境影響評価制度の裾野を広げる一般市民向けの取組みを推進すべきである』」</p> <p>73 制度理解を進めるために、国・地方公共団体が率先してキャパシティビルディングを行う必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p> <p>74 説明会を行うことは良いことだと思うが、住民が説明会の意義をしっかりと理解できるよう、方法書の位置付けやどのような意見を必要としているかについてしっかりと説明する必要があると考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	<p>報告書案においても「環境影響評価制度の裾野を広げるために、一般市民向けの講座といったキャパシティビルディングのための取組が必要ではないかとの意見もあった」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	<p>75 内容をより理解しやすくするために、以下の記述を追加すべき。例えば構想段階における住民参加手続きの中に、方法書段階の説明を組み込むことで、事業本来の必要性などに関する議論と、環境影響評価におけるスコーピングの議論を両立させることができる。また、説明の中で事業のスケジュールを説明した全体像を示した上で、住民側が求める情報の提供を確保することでミスマッチは回避可能。 「現行法では説明会の開催は準備書段階のみの義務づけとなっていることに関して、環境影響評価図書の分量の増大や、公共事業におけるPI等の取組の進展といった状況を踏まえ、『例えば構想段階の計画づくりへの住民参加手続きの機会も活用しつつ』、方法書段階での説明会を義務化すべきとの指摘が多くみられた。」</p>	<p>報告書案においても、「構想段階における取組と関連づけて検討すべきとの意見があった」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	<p>76 事業の初期段階におけるコミュニケーションの充実が賛成であるが、そのためには方法書そのものの位置づけと網羅すべき内容を再検討する必要がある。特に事業内容として記述すべき内容を明確にし、それ以外は準備書段階で明らかにするものということ、明示してPRを実施する必要がある。すなわち事業の詳細が未定でも、方法書とはそういうものであるから、事業者は責めを負う必要が無いことを明記することで混乱回避を計るべきと考える。</p>	<p>報告書案においても、「方法書手続の趣旨を住民をはじめとする関係者に広く周知し、理解を深めることが前提として重要である」旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	<p>77 PIやSEAの取組が今後進展していくことを考えると、EIAでのコミュニケーションをより積極的に行う方向で法改正を考えるべきである。SEAの取組を推進するためにも、「構想段階での取組と関連づけて検討すべき」という意見に賛成であり、また、EIAに対する住民等の理解度を考えると、現時点では、「項目・手法の選定に関する説明を行う」ことに固執せず、EIA着手時に「EIAの目的や今後のEIA手続の流れ、事業の目的等についても十分な説明を行う」ことにむしろ力点をおくべきではないかと考える。 PIにおいては多様な手法を使ってコミュニケーションが図られていることを踏まえ、手法、時期や内容については事業者委ねるなど、より効率的・効果的に運用されるような配慮が必要である。</p>	<p>報告書案においても、「構想段階における取組と関連づけて検討すべきとの意見があった」(28ページ)「方法書手続の趣旨を住民をはじめとする関係者に広く周知し、理解を深めることが前提として重要である」旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>
	<p>78 方法書説明会については、より充実した環境アセスメント手続きが行われる上で有効だとは思いますが、同時に事業者にとって環境貢献をPRする場としてもっと活用できるような仕組みがあれば、可能だと考える。例えば方法書説明会の開催は「できる」規定としつつ、事業者ではなく、環境省か自治体が費用負担・開催する、環境影響評価制度そのもののキャパシティ・ビルディングと地域環境情報交流を主目的とし、事業内容は全く出さなくてもよいこととする、事業者が方法書段階で簡易アセス(あるいはスクリーニング)を行った場合、項目を大きく減らせる、現地調査を不要とする、アセスを実施しなくてもよいなどのインセンティブを与える決定ができる等を検討できないだろうか。</p>	<p>方法書段階の説明の充実のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>(スコーピングに関する手続の強化について)</p>	<p>79 方法書を差し戻すことのできる仕組みとすべきとの意見があるが、報告書にあるように、方法書は熟度の低い段階で作成されることが念頭に置かれており、事業内容の記載が不十分であることを理由とした差し戻しといった強制力の強い措置を一律に課す必要はないものとする。 (ほか同様の趣旨の意見2件)</p> <p>80 事業内容の記載が不十分であることを理由とした方法書の差し戻しについては、「事業内容の熟度が低い故に記載が不十分である」のか、「単に事業内容の記載が不十分である」のかの見極めが重要。前者の場合における方法書の差し戻し規定は、事業計画のできるだけ早期から取り組むという法の趣旨と大きく相反する可能性がある。</p>	<p>報告書案においても、「方法書について事業内容の記載が不十分であることを理由とした差し戻しといった強制力の強い措置を一律に課することは、事業者にとっては計画内容が柔軟な段階から手続を行うインセンティブをそぐことになるのではないかとの意見がみられた」旨を記載しています(29ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。</p>

81	方法書の記載内容が不十分な場合、方法書を差し戻すことができる制度とすべき。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、「方法書の記載内容が不十分で環境影響を調査・予測・評価することができない場合には、方法書を差し戻すことのできる仕組みとすべきとの意見があった」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
82	報告書にあるように、事前調査は可能な限り環境への影響の少ない方法により行われるべきものであるが、事前調査を一律に禁止すると事業計画に多大な影響を及ぼすことになるのではないかと。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	報告書案においても、「方法書の作成に当たって一定の事前調査が必要な事案もあると考えられるとの意見や、方法書手続前の調査を禁止した場合には環境影響評価手続と無関係な調査との間で取扱いに差が生じることから、法的な公平性を失うおそれがあるとの意見があった」「一律に事前調査を禁止することについては慎重に判断する必要がある」旨を記載しています(28ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
83	評価項目の選定の判断をするために事前調査を行う場合もあり、事前調査の一律禁止は不要である。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
84	メリハリのある方法書を作成するためには、地域特性を十分把握する必要がある、概況調査や必要に応じてポイント的な現地調査が必要な場合がある。したがって方法書作成前に一律に現地調査を禁止することは、地域特性を反映した方法書の作成に支障をきたすので、「事前調査」による環境影響に対する懸念は、運用上で対応すべき。 (ほか同様の趣旨の意見7件)	
85	スコーピング実施前の事前調査については、既存データのない場合やアセスとは無関係のものもあり、一律に禁止することには反対である。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	
86	予測・評価に必要な情報を得るためには、長期間を要すること、方法書自体の作成にもある程度の期間を要すること等から、効率性を考慮すると平行作業は必要と考える。方法書以前の調査を全て、既存資料として整理すべきと考える。既存資料により確認できた現状を明確にしたうえで、更に実施する調査について意見を求めることにより、方法書の内容がより解りやすいものになると考える。	
87	スコーピング段階に至る以前の調査として、環境影響があり、かつ、現地の環境を改変しかねない調査が実施されることがある。地域の環境を改変するおそれのある事前調査については、禁止・制限することが必要である。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	
88	以下の文章を削除すべきである。もしそれが出来ないならば以下の文章を追加することが必要であるとする。国土交通省の事業などにおいては、構想段階において、計画策定プロセスガイドラインなどにより調査を実施しており、これらとの連携も考えられることから、「環境を改変するおそれのある調査を行うことを禁止すべき」との表現は避けるべき。悪意で希少生物等の生息地を破壊してしまう行為を危惧している記述と考えられるが、そのようないわば犯罪行為を前提にして消極的に考えるよりも、構想段階における積極的な現地調査を認め、さらにEIA段階へのティアリングを検討することの方が、建設的で望ましい方向である。 p.28「この点に関して、事業者が方法書手続に先立って環境を改変するおそれのある調査を禁止すべきとの意見があった。」 p.50「方法書手続の強化に関して、事業者が方法書手続に先立って環境を改変するおそれのある調査を禁止すべきとの指摘があった。」 追加すべき文章:「一方、環境省のSEA導入ガイドラインでは、構想段階が既存文献による調査を原則すれば良いものの、必要があれば現地調査を実施すべきとされていることにも配慮して、一律の禁止はすべきではないとの指摘があった。」	ご意見の趣旨を踏まえ、28ページを下記のとおり修正します。 「これに対しては、方法書の作成に当たって一定の事前調査が必要な事案もあると考えられるとの意見や、方法書手続前の調査を禁止した場合には環境影響評価手続と無関係な調査との間で取扱いに差が生じることから、法的な公平性を失うおそれがあるとの意見、『また環境省のSEA導入ガイドラインでも構想段階において必要があれば現地調査を実施することが想定されていることに配慮し、一律禁止はすべきではないという意見』があった。」
89	「事前調査」の必要性については、事業者とアセス法・条例を管轄する国・地方自治体が、市民とのコミュニケーションの下、判断されるべき。もし「事前調査」の実施が必要であると判断された場合は、アセス手続きの透明性を確保するため、事業者と国・地方自治体が、市民とのコミュニケーションの下、第三者に「事前調査」を行わせるべき。	スコーピングに関する手続の強化のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

(スコーピングに関するその他の意見)	90	方法書に記載すべき事業の内容については、当該事業により影響を受けることが考えられる地域範囲、環境要素・事項を特定しうる内容が具体的に記載されるべきである。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	現行法では、方法書は事業内容の熟度が高くない段階で作成されることを念頭に置き、記載事項を法律及び主務省令で定めるとともに、環境影響評価手続の途中で一定の範囲以上の事業内容の修正があった場合には、方法書段階から手続をやり直すこととしています。このような方法書の趣旨にも留意しつつ、スコーピングに関する課題については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	91	方法書にはその調査の仕方、計画の工程を具体的に記す必要がある。	
	92	事業の情報を後出しする行為に対して、問題が大きければ手続を中断させることができるようにすべき。アセス法28条を適用すべきか否かの解釈権が専ら事業者に握られていることは、アセス手続の客観性が損なわれる問題。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	93	方法書は、計画内容の柔軟性をもたせるために、あまり細かく決めない方が望ましい。	
	94	方法書に記載する事項は住民の意見を聴いて調査、予測、評価方法を決定するための資料に限るものとし、方法書のボリュームを100ページ以内に限るものとするべき。	報告書案においても、「法施行後における方法書の実態をみると、図書紙数の分量が多く、内容も専門的であるため、限られた期間内での住民等の理解が困難な場合もあるものと考えられる」点を問題意識として記載しています(27ページ)。このような状況への対応のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	95	スコーピングに関する住民意見のなかで、具体的かつ合理的なものにつき、これを採用しない場合には、その理由を具体的に述べることを義務付けるべきである。	現行法では、準備書の記載事項として、方法書に寄せられた意見についての事業者の見解を記載することとしています。スコーピングに関する課題については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	96	現状の行政の方法書審査会において、方法書を適正に審査できているとは言えない。特定の分野の専門家が審査員に加わっているだけで、その分野の調査、予測を求める傾向にある。手続の強化や住民説明会の充実などを議論するにあたり、このような実態を把握すべき。	地方公共団体の審査会については、報告書案においても、「地方公共団体の審査会では情報や知見の集約が困難な場合があり、各地方公共団体の審査会を横断する連絡会などの支援策が必要ではないかとの指摘があった」「審査に関する知見については、ブロック会議の開催等を通じて環境省と地方公共団体の担当部局との知見の共有や情報提供の促進が図られている」旨を記載しています(41ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	97	現行の環境アセスメントにおいてスコーピングが事業者に必要なインセンティブを与えているとは思えない。時間短縮、経費削減、事業者のイメージアップなどのインセンティブが、環境と経済の好循環として盛り込まれるよう配慮が必要である。	報告書案にも記載しているように、方法書手続は「事業者が調査・予測・評価を行うに当たって、あらかじめどのような項目が重要であるかを把握することにより、調査等の手戻りを防止し、効率的な環境影響評価を実施することが可能となる」(13ページ)ことを目的のひとつとしています。スコーピングに関する課題については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	98	必要な方法書手続を経て決まった内容(項目や調査方法)については、軽微な変更の範囲にある限り、調査のやり直しや、項目の追加はしないという担保があれば、事業者としては方法書手続をもっと積極的に活用できる。	
	99	方法書の作成にあたっては、専門家の意見を十分に反映させ、その議論の過程を一般の人々がみえる仕組みを設けることがのぞましい。	現行の基本的事項においては、事業者が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う旨を規定しています。スコーピングに関する課題については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
100	方法書段階で住民から聴取すべきは、個々の住民の価値観にもとづいた「地域の守りたい環境」とは何か、「地域の環境についての情報」や「どのような環境にしたいのか」である。	現行法においても、方法書手続では環境の保全の見地からの意見を有する者から意見をいただく仕組みとなっており、基本的事項においても事業者が一般的に把握すべき情報として、対象事業実施区域及び周辺地域の自然的社会的状況に関する情報が含まれるよう規定しています。引き続き、法の適切な運用に努めてまいりたいと考えます。	

3 国の関与				
(現状では環境大臣関与のない事業の取扱について)	101	「今後、地方公共団体の自主性にも留意しながら、必要に応じて広域的な環境保全の見地から環境大臣が関与するあり方について検討する必要がある。」としている報告書のスタンスを支持する。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「今後、地方公共団体の自主性にも留意しながら、必要に応じて広域的な環境保全の見地から環境大臣が関与するあり方について検討する必要がある」旨を記載しています(30ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	
	102	「今後、地方公共団体の自主性にも留意しながら、必要に応じて広域的な環境保全の見地から環境大臣が関与するあり方について検討する必要がある。」としている当該スタンスを支持するが、「環境大臣の関与のあり方」については明確な根拠等を整理した上での議論を望む。		
	103	環境影響評価法に規定される事業は、著しく環境に影響を与えられとされる事業であり、公有水面埋立など、現状環境大臣関与が無い事業についても、大臣関与の機会を設ける必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見5件)		
	104	公有水面事業は、環境影響が行政界を超えて広範囲に及ぶ場合があり、手続きにおいて環境大臣意見の関与が必要である。 (ほか同様の趣旨の意見8件)		
	105	地方自治体の要請があった場合など、必要に応じて広域的な環境保全の見地から環境大臣が意見をいえる仕組みを作るべきだと考える。 (ほか同様の趣旨の意見2件)		
	106	「自治体アンケートで国の関与が必要」と記載しているが、自治体の総意か疑問である。地方分権の中で、国の関与の強化は不要である。		報告書案においても、「行政全体の大きな課題として地方分権が進められている中、都道府県意思決定に対して国の関与を単純に拡大することは適当ではない」旨を記載しています(30ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	107	公有水面埋立に対するアセスについては、干潟等の果たす役割などから、50ヘクタールの規模要件は下げるべきである。アセス法の規模要件を20ヘクタール程度に見直すなど、生物多様性基本法第25条の精神を踏まえ、環境省の関与のあり方を、研究会として提言すべき。		対象事業の規模要件の引き下げについては、「4-1 対象事業」において述べられた様々な指摘も踏まえながら議論を深めていきたいと考えます。
(方法書段階での環境大臣の関与)	108	現行の環境影響評価法においては、対象13事業のうち発電所については、評価書段階ではなく、それより前の準備書段階でも環境大臣の意見を聞くことになっており、他の事業に比べ初期段階から監視・関与がなされているという実績もあることから、事業の特性や実情を踏まえ、弾力的な運用をお願いしたい。また、環境大臣が方法書段階での関与が必要となる問題点も見当たらない。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	報告書案においても、各主体の役割について「現状ではこれを変更しなければならない特段の問題状況はないとの意見があった」旨を記載しています(30ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	
	109	方法書段階から環境省が関与し、手法の適否についても事業者を指導できるよう、制度を改善すべき。 (ほか同様の趣旨の意見11件)	報告書案においても、「環境影響評価の初期段階から監視・関与するため、方法書・評価書と二段階で環境大臣意見を提出できるようにすべきとの意見がみられた」旨を記載しています(30ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	
(国の関与に関するその他の意見)	110	環境省意見の時期を準備書段階で統一してはどうか。環境省意見が発電所では準備書段階、他では評価書段階で出されることになっているが、評価書段階の意見の場合、事業者は準備書に対する住民・知事意見に基づく修正で評価書を作成し、環境省意見に基づく修正で補正評価書を作成するという2回の修正作業が場合によっては必要となり効率的ではない。	環境影響評価手続における国の関与のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	
	111	アセス法の対象となっている事業が日本政府の事業であれば、アセス方法書案、アセス評価書案(準備書)、そして、アセス評価書いずれの段階においても、アセス法で明文をもって定めるところやアセス法の趣旨に基づき、環境大臣意見を出すべき。		

4 地方公共団体の関与			
(政令指定都市の意見提出について)	112	現行法の仕組みでは、政令指定都市で完結する事業であっても、都道府県と政令指定都市の2重のアセスメント審査を受けなければならないことから、政令指定都市で完結する事業については、都道府県から政令指定都市に、アセスメント審査の権限を委譲できるような柔軟な制度にすべきと考える。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	報告書案においても、「事業実施区域又は環境影響が及ぶ区域が政令指定都市の区域内に完結する事業の場合には政令指定都市の長が直接事業者へ意見提出する案が考えられるとする意見があった」「この案を採用する場合でも、都道府県知事は広域的見地から補足することがあれば意見提出できるようにすべきとの意見もみられた」旨を記載しています(31ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	113	多くの政令指定都市においては、条例及び市長意見を形成する制度を有しており、特に市域において実施される事業については、地域住民の最も身近で、環境保全に対し配慮する立場にある市長からの意見が反映されるべきと考える。そのためには、事業者及び主務大臣に政令指定都市の市長から直接意見が提出される仕組みが必要と考える。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	
	114	環境影響が政令指定都市の区域内で完結する事業の場合には、政令指定都市の長が直接事業者へ意見提出することが妥当であると考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	
	115	政令指定都市(アセス条例を定めていない都市を除く)については、知事意見をやめて市長意見とし、知事は必要な場合のみ意見を述べられるとしてはどうか。	
	116	政令指定都市だけでなく、中核市も審査会を設け、意見を直接述べる能力がある。	
	117	公害諸立法の実質的な事務の多くが、基礎自治体で行なわれており、政令指定都市に限定することなく、権限移譲の状況を把握した上で、今後のアセス制度のあり方を整理して欲しい。	
	118	現行でも県が市の意見を聞くことになっており、市民と接する立場、より広域的な見地など役割に応じて制度に関与してきたところであり、変更の必要は無いと思われる。	
	119	複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、合同審査会、合同による意見提出を可能とする案を支持し、今後の具体的な検討を要望する。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	
120	複数の都道府県にまたがる事業の場合には、合同審査会又は自治体の審議会を横断する連絡会等により調整することが有効である。 (ほか同様の趣旨の意見5件)		
121	県境にごみ焼却場が建設される際に実施された条例アセスの事例では、風下となる地方公共団体や住民から意見が求められることはなかった。影響が複数の地方公共団体にまたがる事業においては、当該地方公共団体による審査会や、住民に対する縦覧・説明会などを行うことができるように、国において調整すべきである。		
5 環境影響評価結果の事業への反映			
(許認可への反映について)	122	許認可権者等が行う環境保全審査の基準を法律上明確化し、許認可等における審査内容から対象事業の実施による利益に関する審査を削除すべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「許認可等を行うに当たっての「環境の保全についての適正な配慮」に係る審査基準を明確化すべきとの意見があった」旨を記載しています(32ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	123	法が求めているベスト追求型の評価であるが、客観的かつ科学的クライテリアがなければ、どの程度までをベストとするのか判断が難しい。最新の知見による客観的かつ科学的な審査基準が必要である。	
	124	許認可権者の検討結果を明確にし、環境影響評価の実効性を担保するため、環境保全への配慮と他の利益との比較考量が何らかの形でなされる場合は、その検討結果・判断内容を公表すべき。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	
	125	発電所においては、電気事業法における工事計画の認可条件に環境影響評価書にしたがっていることと規定されており、この時点で既に環境影響評価書は都道府県および関係市町村に送付および縦覧していることから、あらためて公表する必要性はない。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	

	126	環境大臣は評価書の内容が著しく環境基準を超えるなど、適切な環境保全の措置がとれないと判断される場合は事業の廃止を勧告するものとする、環境大臣から事業の廃止の勧告があった場合は許認可にあたってこれを尊重しなければならないことを制度化すべき。	現行環境影響評価法では、許認可等権者が行う許認可等の審査に際して、評価書の記載事項及び環境大臣の意見を勘案して述べられた許認可等権者の意見に基づいて環境保全への適正な配慮がなされているか否かについて審査を行い、免許等を付与することによる公益と環境保全に関する審査結果を総合的に判断し、免許等を拒否する処分又は必要な条件を付与することができることとされています。環境省においても、引き続き、許認可等権者に対する環境大臣意見の形成に当たって法の趣旨を踏まえ、厳正な審査の実施に努めていきたいと考えます。
	127	法の趣旨が「ベスト追求型」である観点から、ベストでない選択肢であることが明らかになった時点でそもそも許認可の対象としないことにすべきである。	
(事後調査について)	128	事後調査については、現状でも自主的な取組として実施しており義務化は必要なく、事後調査を必要とする項目も事業や地域などの特性によって異なり、一律に内容を決めることは困難である。また、地方自治体においてはアセス条例において事後調査報告を規定しており、法と条例で二重規制とならないようにすべきである。事後調査について柔軟な対応を求める当該スタンスを支持する。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	報告書案においても、「事後調査は地域特性等を踏まえながら行うものであるため、一律に法で規定して実施する段階までいくべきではないとの意見、一律に内容を決めることは困難であり手続の形骸化にもつながりかねないため、ある程度弾力的に対応できることが必要との指摘など、事後調査の取扱いについては柔軟な対応を求める意見が多くみられた」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	129	現状の法・条例に基づく許認可の制度の中で、評価書の環境保全対策の着実な反映が十分担保されている。環境アセス手続きを要する規模の事業は、操業開始以降も地方行政の指導のもと、法令等の遵守状況の報告が義務付けられている。事後調査の法制化は、現状で機能している環境法条例の枠組を二重化することになる。	報告書案においても、「現状でも地方公共団体とコミュニケーションを取りつつ自主的な取組として実施しており義務化は必要ないとの意見や、事業実施後の段階では各種環境関連法令等を遵守しているとの意見があった」旨を記載しています(34ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	130	事後調査は、環境影響評価結果の検証や、事業開始後の事業者による環境配慮の担保といった点で重要性が高い。事後調査については、法改正を行い、実施・公開の義務づけや国の関与などを位置づけるべきである。 (ほか同様の趣旨の意見28件)	報告書案においても、「環境影響評価の結果を共有することは環境影響評価の質の担保や今後の環境影響評価技術の発展に有効であるという指摘や、事前に実施した環境影響評価に関してその実際の結果を評価する視点は必要であって前向きに検討すべき課題であるという指摘など、事後調査の必要性をうかがわせる多くの意見があった」「今後行われる環境影響評価に対して知見を活用し、環境影響評価の質を担保するためには事後調査の結果は公表すべきとの意見、複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、事後調査について統一的な取扱いがなされない、国の関与が必要との意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	131	事後調査については調査結果のフォローアップの仕組みが無いので、結果の報告を受ける主体を誰にするのか、指導権限をどのように確保するのか、結果をどのように公表して住民関与を確保するか、議論を尽くして欲しい。	
	132	これまで事後調査については条例に基づき行われているが、それらを法律で一本化することは統一的な取扱いが可能となり有意義であると考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、事後調査について統一的な取扱いがなされない、国の関与が必要との意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	133	事後調査計画書・報告書は環境保全措置の対象、内容、効果などが確認でき、環境保全対策を検討する上で、有益な情報となっている。インターネットでの情報公開やデータベース化を進めていただきたい。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	情報整備については報告書案においても「事業者の効率的な調査の実施にも資するよう、過去の環境影響評価図書等の電子媒体による縦覧等について、関係者と連携しながらより一層の取組を進める必要がある」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	134	事後調査の検討に当たっては、調査を行う時期、フォローアップの期間、事後評価の基準、事後調査の結果が予測と大きく違った場合の取扱い等について十分な検討が必要。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	
	135	事後評価の義務化と、事前評価で予測された環境負荷レベルを超えればただちに追加対策に入る仕組みが必要。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「事後調査を導入するのであれば、事後調査の結果が事前の予測と大きく違っていた場合にどのような保全措置を講じるのかをあらかじめ明らかにしておく必要がある」という意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	136	事後評価がされる時点で、許認可当時において想定されたものと異なる事態が認められる場合には、事業中止をも含む適正な是正措置がとられるような制度的整備がなされるべきである。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
	137	事後調査の結果公表とともに、結果が予想以上に悪い場合の現状復帰、損害賠償等の措置を前もって協定することを義務づける明文がほしい。	
138	以下の文章を追加すべき。環境影響評価手続が終了し事業に着手した後、あるいは施設が供用された後に、環境影響の事後評価を事業者が継続的にを行い、その結果を公表する制度を創設すべきで、本報告書案では両論併記に留まっているが、さらに踏み込んで、事後調査の必要性やその導入に係る検討を開始すべき。 「事後調査に係るこうした意見・指摘を踏まえ、事後調査の導入に係る検討を行う必要がある。」	報告書案においても、「環境影響評価の結果を共有することは環境影響評価の質の担保や今後の環境影響評価技術の発展に有効であるという指摘や、事前に実施した環境影響評価に関してその実際の結果を評価する視点は必要であって前向きに検討すべき課題であるという指摘など、事後調査の必要性をうかがわせる多くの意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	

139	少なくともアセス法対象事業については、原則として事後調査が必要な項目を一律に定めてはどうか。	
140	予測の不確実性が大きいものについて事後調査で確認するよりは、「順応的管理を行う」との考え方を導入すべきと考える。	
141	民間企業などは、自身のCSR報告書や環境報告書、あるいは訴訟対策などのため、事後調査項目以外にも多くの環境監視調査を実施している。こういった実績情報も収集しつつ、事業による地域への環境貢献度を環境アセスメントの枠組みに取り入れる時期に来ていると考える。すでに、CASBEEや英国のBREEAM、米国のLEEDなど、建築物やまちづくりの環境性能評価を認証する制度が広がりつつあり、国内でも普及の兆しがある。環境アセスメントの事後調査においても、これらの評価手法を取り入れてもよいのではないか。	
142	法に基づく環境影響評価手続きでは、着工後の国等の関与規定がない。許認可法においても環境アセスメントで示した環境配慮が実施されているかどうかを確認する手順、実施されていない場合の認可取り消し等の規定もないと思われる。これらの点は、アセス法と各事業法における許認可との連関という面で十分に配慮されるべきだと考える。	
143	事後調査について、項目、範囲、時期、頻度など、調査計画に関する事項を評価書案に記載し、その計画に関して、環境監視や不確実性の検証といった目的との適・不適について審査が行われる仕組みが必要と考える。	
144	法制度に事後調査と結果の公表の義務化等を位置づけた上で、基本的事項により、項目、評価手法等フォローアップの手法を検討する必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見10件)	
145	事後調査の義務づけにあたっては、現在までに生じている様々な実態を分析した上で、各対応方針を整理し明文化することが必要ではないか。	
146	海域における各種開発事業については、陸上におけると同等かもしくはそれ以上の環境(含む、生物)への影響の予測の不確実性があり、現在の科学水準においても的確な影響予測は極めて困難な場合が多い。このことから、事後調査の強化(期間、調査方法等)についての検討が必要と考える。	事後調査をはじめとする環境影響評価手続終了後の対応のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
147	法対象事業の事後調査を論じる場合には、環境影響評価条例では、全ての都道府県・政令指定都市の条例で事後調査の手続規定が設けられており、その実施実態は様々であることに十分留意しなければならない。	
148	事後調査により、例えば拡散計算や騒音の伝搬計算が妥当であったかを検証することは実際には非常に困難であり、予測精度の向上は別途、事業官庁や環境省において責任をもって行うべきことと考える。	
149	EIA実施後に行わなければならないことは、詳細設計、工事着手時、工事中、供用後などの節目節目での「環境配慮の方針の点検」であると考えます。	
150	環境影響評価法制定後、環境政策は様々な広がりを見せている。EIAの事後調査として狭く閉じた系のなかで位置づけるのではなく、事業の環境マネジメントの一環としてEIAの結果を活用していく、という形へ発想を広げていくべきではないだろうか。事後調査に関する「理念」をきちんと打ち出すことが、国としての役割であると考えます。	
151	事後調査の実施と基本的実施内容を法令で規定するとともに、その実施要領を自治体の条例に委任し、ローカル事情を反映した運用を実現すべきと考える。結果の公表やデータの活用、知見の集積といった面で、既往の条例では必ずしも基本的要求が満たされているとは思えないので法的な裏付けが欲しいと考える。	
152	手続きの変更を必要とする規模には至らないものの、アセス後に事業内容が変更された場合の取扱いについて、より明確にする必要があると考える。具体的には、現制度では、アセス後に事業内容の変更に伴って保全措置の内容が変更になった場合に、これが記載事項の不履行になるのかどうか、あるいは変更内容の妥当性の検証はどのように行われるのかといった点について、必ずしも明確になっていないのではないか。	

	153 動植物、生態系の項目は特に予測の不確実性が高いことは明白であり、今後とも予測の精度を向上させることが困難である。このような観点から、「特に、動植物、生態に関しては、法律で事後調査を義務付ける必要性が高い」、というような踏み込んだ記述が欲しい。	本研究会においては主として制度面の分析・検討を行っているところです。動植物、生態系に係る事後調査のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	
154 動植物、生態系に関する環境保全措置(主に生息地の修復、復元などの場合)を実施する際は、施行後(供用時)の順応的管理が確実に実施されているか否かにより、保全措置の有効性が大きく左右されるため、事後調査結果を公表しない場合であっても、動植物、生態系に係る環境保全措置(管理状況を含めた)の実施状況の公表は義務化するべきであるとする。こういった観点の記述が欲しい。	報告書案においても、「今後行われる環境影響評価に対して知見を活用し、環境影響評価の質を担保するためには事後調査の結果は公表すべきとの意見があった」旨を記載しています(33ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。		
155 事後評価の結果については、少なくとも、当初の予測・評価結果と異なる場合などには、対応状況とともに公表することが必要。現行法における環境影響評価は、事業者において自主的に環境保全上の適正な配慮がなされることを期するというセルフコントロールの考え方を基礎としていることから、環境影響評価法の手続としては、ある程度柔軟な対応が必要。			報告書案においても、「実際に環境影響評価手続の終了後に新たに希少種が見つかった場合などには事業者が必要に応じて適切な措置を行うべきであり、環境影響評価手続のやり直しといった対応は制度的になじまないという意見があった」旨を記載しています(34ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
156 事後調査は住民に公表されてこそ、その実効性が担保されるものであるため、調査結果の公表が条例に規定されているか否かは、重要な点である。確かに、ほとんどの条例には事後調査の規定が盛り込まれているが、事後調査結果の公表(縦覧・説明会など)を義務付けている条例は少ないと思われるので、そのような現状を報告書に明記すべきではないか。			
157 評価書が出来た時に発見された危惧種を対象にし、評価書が出来た以降に見つかった危惧種については報告は義務つけたとしても現予測内での対応にすることを明記すべきである。その点をはっきりさせないと事業者は安心して事業や事後調査ができない。	報告書案においても、「著しい事情の変更があった場合には、原則として事業者がアセスの再実施を義務づけつつ、評価項目の選定において変化がなかった項目を除外すれば、事業者への過度の負担とはならない。」		
(未着手案件の環境影響評価の再実施について)		158 長期未着手案件における再アセス実施の判断については、その判断に至る条件を客観化することは困難であり、また、環境の状態変化が事業者以外の特定の者の行為によることが明らかな場合など個別に検討を要するケースが多く、一律に義務づける事は困難であり、個別案件ごとに判断すべき。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	
159 特に原子力発電所は地元事情により、なかなか着手できないことがあるため、明らかに大きな環境変化が認められる場合を除いて再アセスを義務化することは、低炭素社会に逆行すると思われる。	160 環境アセスメントを実施した後、一定期間以上経過した未着手案件には原則として環境アセスメントの再実施を義務づけるなど、適切に環境への負荷が低減される仕組みが必要である。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、「環境影響評価手続の終了後長期間未着手の事業において環境の状況に変化等が生じた場合には、許認可等権者から、項目を絞った上で追加的な調査を提案し、必要があれば環境保全措置を強化する仕組みや、環境面から環境大臣が意見を述べる仕組みが考えられるとの意見があった」旨を記載しています(34ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	
161 アセス結果の信頼性確保のためには、著しい事情の変更があった場合には、原則として事業者がアセスの再実施を義務づけつつ、評価項目の選定において変化がなかった項目を除外すれば、事業者への過度の負担とはならない。	162 長期間未着工の案件などに対しては、周辺環境などの変化はあるものの、複合的な影響などは、一事業者の責任ではないし、早く事業に着手した方が有利になるようなことはあってはならない。アセス法の制定時に環境影響評価項目の拡充(生態系、温室効果ガス、廃棄物等の追加)が行われているので、拡充した項目だけ再アセスを求めるなど限定すべきである。		
163 長期間未着手案件における、手続の再実施については、対象となる環境要素の性質や、地域環境の状況によって、期間中の環境変化は一律ではないであろうから、柔軟に対応できるようにすべきだと考える。同時に、長期間の停止がある場合には、事業者は、将来事業を中止する可能性がある以上、特に自然環境等については環境影響評価手続時の環境現況をできる限り維持するよう努力する(事前環境保全措置)などの指導が必要ではないかと思われる。	164 長期未着手事業については、環境アセスメント終了後に環境の状況の変化が生じた場合には、追加的な調査を実施する仕組みが必要である。 (ほか同様の趣旨の意見8件)		

	165 「許認可等権者から、項目を絞った上で追加的な調査を提案し、必要があれば環境保全措置を強化する仕組み等を設けることが考えられるとの指摘があった」とされている。このような仕組み等による場合には、許認可等権者が調査や環境保全措置を命じることができることとし、市民にその適切な権限行使を促す権利を手続的に保障する手当が必要である。	未着手案件の環境影響評価の再実施のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	166 地方条例のように着手届等で進捗を把握し、一定期間経過後の着手に当たっては環境の変化を検証する必要がある。なお、環境の変化の有無を判断するのは事業者や許認可権者ではなく、事業実施地域を管轄する都道府県を活用すべきと考える。	
6 環境影響評価手続の電子化	167 電子メールを活用した意見集約については、「環境保全の見地からの意見」でない意見、コンピュータウイルスや迷惑メールといったものが懸念されるため、事業者が集約する場合には過度な負担を強いることになる。郵送における問題が特になくを踏まえ、環境影響評価手続の電子化については不具合面も考慮し慎重に検討すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、「電子メールでの意見集約については、コンピュータウイルスや迷惑メールの氾濫している現状や、インフラ整備上の問題から確実に事業者が届くとは限らない点を考慮する必要があるという意見があった」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	168 意見提出の電子化については、意見把握の手段の一つとして法制化するのであれば、無秩序な反対意見が送付される可能性も十分考えられることから、関係地域に限る、匿名メールの無効、氏名、住所(連絡先)の明記、加えて場合によってはこれらの公表などといった条件を付与するなど厳格な運用を付けるべき。	報告書案においても、「情報の安全管理や、環境影響評価図書において他人の著作物を引用している場合の著作権の取扱い、電子メールによる意見の取扱いといった点のルール整備について留意が必要と考えられる」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	169 アセスメント図書の電子公開については、必ずしも全ての事業者がサーバーを持っているとは限らないこと、一元公開されているほうが見る側にとってもメリットがあること、公開情報の不正流用への対応を考えた場合、各事業者が実施するよりも、国の責任で実施すべき事項と考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	170 アセス書は一度公開されたものであるが、レイアウトや施工図面等が載せているので、セキュリティの面から一定の配慮が必要である。また、著作権や所有権等の問題を事前に整理しておく必要がある。これらの理由から、電子化に当たっては、慎重な検討が必要である。	
	171 環境影響評価図書の電子化については、著作権や機密情報の取扱い等ルール整備をきちんとした上で、より多くの国民が関心を持てる機会が増すような制度にするべきである。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	172 せめて概要版は公開にして、常に閲覧できるようにするべきである。	
	173 アセス手続きの電子化は、法的な位置づけを含め、取り組みを促すべきである。アセス図書の縦覧はほとんどが紙媒体によるが、ITを利用して予測評価に対する理解が深まるように活用されてしかるべきである。法改正においては、この分野における電子化について推し進める方向性が示されることを期待する。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	報告書案においても、「環境影響評価図書の電子媒体による縦覧をはじめ、環境影響評価手続の電子化について推進が必要という意見が多くみられた」「現地に行かなければ環境影響評価図書を閲覧することができないといった状況が存在することは問題であり、公開性を高める観点から電子公開の推進が必要であるとの意見があった」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	174 環境影響評価手続の電子化については、住民意見が全国的に聴取されるのに対して、縦覧図書に限られた所でしか閲覧できないので、縦覧、意見提出について、電子的手続の体制整備を図る必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見19件)	
	175 電子縦覧を推進すべき。海外や地方自治体で実施されているため、列挙された課題はクリアできるものとする。	
	176 情報伝達媒体が発達する中で、電子縦覧は利用者にとって大変有益である。ただ、電子化による周知方法が主となり従来の縦覧等が疎かにならないよう配慮すべきと考える。	
177 ネット上での意見集約については、電子メールを介さず、ウェブサイト上から意見を投稿する方法があるかと思う。紙資源や運送にかかるエネルギーを考えると、環境にやさしいネットでの意見の集約も必要であると考えます。		

	178	アセス法対象事業については、方法書等を電子化して公開してはどうか。アセス関係図書は縦覧されているので、機密情報等に関しては電子化による公開も同じ条件と考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「情報流出や不正流用といった点については、現行の制度でも環境影響評価図書は縦覧を前提に作成されており、状況は変わらないのではないかとの意見や、コピー防止は技術面では対応可能ではないかとの意見があった」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	179	電子化を行う事により伴う、情報流出や不正流出に対するコピー防止は技術面で現状でも対応可能と考えられる。しかし、コンピュータウイルスによって生じる問題は深刻化しやすいと考えられる。「情報の安全管理や、電子メールによる意見の取扱いといった点のルール整備について留意が必要」という事に対し同意見。	
	180	以下の記述を追加すべき。意見提出に当たっての地域限定がない(公開場所に出向かなくても閲覧できる)こと、環境影響評価図書の閲覧時間に制約が少なくなる(住民等がいつでも自分の都合の良いときに閲覧できる)こと、環境影響評価図書のアーカイブとしての機能も持つことができる(縦覧期間が終わった後でも興味を持った時点で閲覧ができる、事業着手後や施設供用後でも図書を閲覧し確認できる)ことなど、電子化のメリットは大きい。しかしながら、現行の環境影響評価図書がpdf化されるのみで電子的に公開されても、文書量が膨大で住民等にとってわかりやすいものにはならない。電子化の意義には情報交流の促進が大きく、それが可能となるような電子的に公開する情報の内容と種類についても検討をすべき。例えば、第一種事業においては、各図書の少なくとも概要版をわかりやすく作成した上で、電子公開することを義務づけるなどの方法が考えられる。 p.35「検討を行うに当たっては、上述した懸念の指摘にあるような情報の安全管理や、環境影響評価図書において他人の著作物を引用している場合の著作権の取扱い、『電子的に公開する情報の内容と種類』、電子メールによる意見の取扱いといった点のルール整備について留意が必要と考えられる。」 p.54「その際には、上述した懸念の指摘にあるような情報の安全管理や、電子メールによる意見の取扱いといった点のルール整備、『並びに電子的に公開する情報の内容と種類』について留意が必要と考えられる。」	報告書案においても、「情報の安全管理や、環境影響評価図書において他人の著作物を引用している場合の著作権の取扱い、電子メールによる意見の取扱いといった点のルール整備について留意が必要と考えられる」としたうえで「概要版を電子公開するといった段階的な対応も考えられるのではないか」という意見もあった」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	181	環境影響評価の電子化が必要と思う。わかりやすい報告書を目指すのであれば動画や音がでるアセス書に繋がるような電子化は必要と思う。	
	182	電子化については、時代の流れであり、省エネにもつながるので、前向きな検討が必要であると考え。パソコン、インターネットの利用環境が整っていない人への配慮や、事業者の負担増加とのバランスについて留意が必要である。	
	183	アセスメント図書の電子公開については、Web上に掲載することは技術的に可能とはいえ、その維持管理を含め、実用できるレベルとは思えない。	環境影響評価手続の電子化のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	184	電子化による手続の輻輳や事業者負担の過大さを把握すべき。縦覧をインターネット上で行っても、印刷文書での縦覧も同時に求められることが想定され、事業者負担を二重に課すことになる。	
	185	準備書や関連資料を全てホームページで公開すること、期間も公告縦覧期間を超えてその後も常時公開すること、著作権については方法書や準備書が公的文書であることから放棄させること、秘密条項は一切認めないこととすべき。	
7 情報交流			
(方法書意見への対応について)	186	方法書手続は事業計画の早期段階に実施し、その際には全ての計画が決定していないことを想定しており、事業内容や環境保全等に関する種々の情報は、現況調査や環境対策をある程度検討した後でないと決定できない。地元住民からなされる意見のほとんどは設備に係る質問・要望等であり、これらの質問に対する回答は準備書に反映することで足りうるものである。方法書本来の主旨を活かすためにも、現行の制度を踏まえた形での検討をお願いしたい。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「方法書意見への回答の義務化は、環境影響評価手続の開始が遅れ、上述の趣旨に逆行するのではないかとの意見があった」旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	187	方法書縦覧による住民意見が1件も出ていないケースもあり、方法書意見への回答の義務化は、実態把握、問題点の洗い出し、効率的な運用方法の検討が必要。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	188	方法書意見への回答の義務化は手続期間が長期化するため、反対。	
	189	方法書手続は適切な環境情報の収集が目的であり、より適切な環境情報の収集のためには、まずは方法書の手続の趣旨・目的について住民をはじめとする関係者に広く周知し、理解を深めていただくことが重要であり、行政から積極的な推進をしていただくようお願いしたい。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「方法書手続の趣旨を住民をはじめとする関係者に広く周知し、理解を深めることが前提として重要である」旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。

	190	住民等の理解の促進や信頼関係の確立などの観点から、住民の方法書意見に対する事業者の見解を明らかにすべき。現行の手続きでは、住民などが適切な環境情報の提供をしても、それが事業者によってどのように取り入れられ検討されたかは準備書まで明らかにされないで調査が進められてしまう。 (ほか同様の趣旨の意見12件)	報告書案においても、「調査着手以前に、方法書に対する住民意見・地方公共団体意見への事業者の見解の公開を義務づけるなど、方法書に対する住民等の意見を準備書作成前に反映させる担保措置を設けることが必要という意見があった」旨を記載しています(35ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	191	方法書手続きは、事業の早期の段階で環境情報を収集し、柔軟な検討を可能とすることが目的であり、事業者見解を求めることよりも、方法書の説明会により双方のコミュニケーションを図ることが大切である。 (ほか同様の趣旨の意見7件)	報告書案においても、「より適切な環境情報の収集のためには、事業者の見解を公開するよりも、住民等の理解を促進させ、積極的な意見提出がなされるようにすることが重要であり、4-2で述べたような方法書段階での説明の充実といった手段が有効ではないかという意見もある」旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(住民等の意見聴取の強化について)	192	報告書にあるように地方公共団体の条例に基づき、公聴会を開催している例もあることから、改めて法で規定する必要性が感じられない。また、住民や地方公共団体へは、事業者が事業内容や環境影響評価図書の概要版を作成するなど内容を理解しやすいよう配慮している。このような取り組み状況に対し、公聴会などを法で義務化するのではなく、報告書の内容にあるような方向性で検討をお願いしたい。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「公聴会については、条例に基づき既に取組がなされており、法で義務化するまでもなく手続の上乗せにより適切に運用されているため、法律での義務化により運用の柔軟性がなくなるのではないかとこの意見もあった」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	193	公聴会の義務化は手続期間が長期化するため、反対。	
	194	公聴会は既に条例に基づく取組がなされており、義務化よりも、分かりやすい環境影響評価図書の作成や、各地方公共団体における情報や知見の集約を強化する方が必要である。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「分かりやすい環境影響評価図書の作成や各地方公共団体における情報や知見の集約といった点について、引き続き取組を進めていく必要がある」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	195	公聴会について条例による取組・運用に任せるのみでは不十分であり、公聴会の開催を義務付ける規定を法律に定める必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、「地方公共団体の意見形成のために公聴会の義務化が必要という意見」があった旨を記載しています(36ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	196	以下の記述を追加すべき。意見聴取の取り組みは、例えば報告書中では「ホームページや市報公告への掲載や、各戸に配布している広報紙」などと記述されているが、この程度ではまだ広範囲の利害関係者の意見を集められているとは言えない。マスコミによる情報提供や公聴会より狭い範囲を対象とした小集会など様々な手段で意見聴取をより強力に進めるべきと考えられる。また環境変化の影響を受けるのは住民だけではない。周辺に立地したり活動したりしている企業や教育機関、団体(経済・商工団体、環境団体など)も利害関係者となり得る。それらの住民以外に対しても個別の意見聴取などで対応することが求められる。 「公聴会の法律による義務化ではなく、分かりやすい環境影響評価図書の作成や各地方公共団体における情報や知見の集約、『意見聴取の周知徹底方法の強化』といった点について、引き続き取組を進めていく必要がある。」	原案の「地方公共団体における情報や知見の集約」に意見聴取の周知徹底の取組も含まれていますが、趣旨の明確化のため37ページを下記のとおり修文します。 「公聴会の法律による義務化ではなく、分かりやすい環境影響評価図書の作成や各地方公共団体における情報や知見の集約『・提供』といった点について、引き続き取組を進めていく必要がある。」
	197	環境影響評価手続の出発点でもある方法書段階の手続の開始にあたっては、公告・縦覧とともに、主要な環境保護団体にその旨を通知し、周知を計ることが必要である。	住民等の意見聴取の徹底については、報告書案においても「各地方公共団体においてホームページや広報紙といった手段を通じて情報提供が行われている」旨や「各地方公共団体における情報や知見の集約といった点について、引き続き取組を進めていく必要がある」旨を記載しています(36・37ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。

	198	アセス方法書案とアセス準備書案だけでなく、アセス評価書についても、公告・縦覧、説明会、意見募集等を実施すべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	住民等の意見聴取の強化のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	199	説明会を限られた地域で数回行うことで終わりとするのではなく少なくとも事業が行われる県においては複数回の実施および十分な質疑応答の時間を取るようにすべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	200	準備書段階において関係住民等の要求が有る場合の説明会の開催及び準備書の概要を記載した説明書の事前配布を制度化すべき。	
	201	アセス図書の作成の根拠になる資料等の情報を公開する制度や、方法書、準備書、評価書の案のそれぞれの段階で説明会又は公聴会等の開催を義務化するとともに、インターネットなどを活用し常時質問等を募集し、速やかに回答を返信する制度の構築が必要。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	202	市町村意見形成の中に市民参加を位置づけるべきである。	
	203	評価書作成段階において、準備書段階で出た様々な意見を公表し、さらにこれらの意見に対する事業者の見解を示し、その上で主要な環境保護団体や専門家の意見を求める手続を制度化すべきである。自然保護団体等の意見は公表されなければならない。	
	204	双方向でのやりとりは準備書の説明会における質疑のみしかその可能性がない。方法書や準備書へ寄せた意見書について、公衆と事業者で直接のやり取りが行われるようにすべき。	
(住民参加の強化について)	205	報告書の記載にあるとおり、スクリーニングの判定は、主務省令において事業特性と地域特性を要素とする判断基準が示されており、これに加えて主務大臣が有する事業特性に関する知見や、都道府県知事が有する地域の環境情報に基づき客観的な判断が行われる仕組みとなっており、現行のままで問題ないとする。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「スクリーニングの判定は、主務省令において事業特性と地域特性を要素とする判断基準が示されており、これに加えて主務大臣が有する事業特性に関する知見や、都道府県知事が有する地域の環境情報に基づき客観的な判断が行われる仕組みとなっている」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	206	規模の小さい事業を対象としたスクリーニング手続にまで関係住民等の意見を求めることは、説明会の追加と同様に事業者負担が増すばかりで形骸化したものになることから、必要性を慎重に検討する必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	207	地域開発における住民参加の権利を担保するため、また住民参加を促すためにもスクリーニング手続における関係住民等の意見提出権は必要である。	

(情報の整備について)	208	電子縦覧と同様に、知的財産権の取り扱いに留意しつつ、過去の環境影響評価実施情報収集、動植物の希少種に関するデータ等の調査負担の大きい情報集積については、国においてこれら調査の容易化に資する情報収集を進めるべきと考える。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	報告書案においても、「事業者の効率的な調査の実施にも資するよう、過去の環境影響評価図書の電子媒体による縦覧等について、関係者と連携しながらより一層の取組を進める必要がある」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	209	法令においてアセス図書の保存と公開について責任規定を盛り込むべきである。とりわけ、電子化されたアセス図書は、手続き終了後においても積極的に活用できるようにしていただきたい。	
	210	過去に実施された環境影響評価のデータや希少種のデータについて国が整備し、共有化することにより、SEAの運用に関する不安の改善にもつながるのではないかと考える。	
	211	これまでの環境影響評価や環境省がおこなっている自然環境保全調査の結果をまとめてデータを整備し、GIS等を活用することで、特に方法書作成時点の地域の概況を効率的に行うことができるだけでなく、各種事業計画地の選定に有効なデータとすることが出来る。国がこうしたデータの整備を実施することで、地方自治体においても同様のデータ整備が行われる呼び水となることも期待できる。データの整備、公開を前向きに進めていただきたい。	
	212	基礎データの整備はもちろん必要ではあるが、これらのデータをもとに地域の生態系等の評価を事前に行う取り組みを行っておくべきだと考える。当然のことながら、生態系の評価手法は、地域特性を踏まえて検討をする必要がある。環境省や都道府県があらかじめ評価対象(種)や評価方法、現況評価を行い、情報が公開されていれば、事業者はすぐに予測評価に適用が可能であるし、事業内容における複数案の比較も短期間で効率よく行えるようになると思われる。	
	213	過去に実施されたアセス図書やデータは重要な環境情報であることから、図書の電子的縦覧とセットで環境情報システムを整備し、情報の提供、共有化及び図書の閲覧サービスの充実を図る必要があると考える。 (ほか同様の趣旨の意見10件)	
	214	環境影響評価の結果を含めた各種環境情報の整備を推進すべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
	215	規模の小さい市町村等でも、法律や県条例等の対象とならない規模の自然環境の保全を目的として、自然環境に関するデータの収集、整備を行っている。位置・規模の検討段階の開発行為を実施する場合に、地方公共団体が所有するこれらの情報が活用されるようお願いしたい。	
	216	キャパシティビルディングのための取り組みを推進すべき。	報告書案においても、「環境影響評価制度の裾野を広げるために、一般市民向けの講座といったキャパシティビルディングのための取組が必要ではないかとの意見もあった」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
8 環境影響評価の内容及び環境影響評価技術			
(リプレース等への対応について)	217	火力発電所のリプレースの場合、最新技術の導入により熱効率の向上、CO2排出等の環境負荷の大幅な低減が図られている。省エネルギーや地球温暖化対策が求められる中で、早急に対応するためにも環境影響評価手続きの期間短縮は有効であると考え。CO2の減少等の環境負荷の低減等が図られる場合に限り、何らかの手続き期間短縮策を設けることを検討願いたい。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	報告書案においても、「火力発電のリプレースは温室効果ガスの削減にも資することから、このような事業に対する環境影響評価手続期間の短縮の可能性を引き続き検討していく必要がある」という意見があった」旨を記載しています(38ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	218	リプレースについては、基本的には環境アセスメントの対象とすべきだと考える。ただし、環境アセスメントの実施にあたっては、「事業がなかった場合、環境はどう変わるはずだったか」をベースラインとしてシナリオ設定し、それに対して、環境影響が十分に回避・低減されている場合には、アセスの実施は不要といった判断条件があるとよいのではないかと。	
	219	老朽化した施設のリプレースは環境調査、検討を行う良い機会であり、積極的に行ってもらいたい。ただし、その内容は簡易でよいと考える。	
	220	内湾域では近隣に既存の発電所が立地されているケースが少なくはなく、海域環境・生物への影響についても周辺域をある程度、広域的に捉えて影響評価することが適切と考えられるケースもあり(温排水の重量)、リプレースについては、これらのことをより重視する必要があると考える。	火力発電所のリプレースの取扱については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	221	火力発電所のリプレースへの対応については、老朽化した施設を更新し、より環境性能に優れた施設へ更新されることが明らかである場合などは、柔軟かつ弾力的な運用を検討してはどうか。ただし前提条件として、位置の選定、燃料種の選定理由など、早期段階の検討プロセスを明らかにするようSEA制度をカップリングさせること。	

	222	原子力発電は、発電過程において二酸化炭素を排出しない低炭素電源の中核として、火力発電のリプレースと同様もしくはそれ以上に我が国の基幹電源の大きな役割を担わなければならない。その原子力発電の新增設を円滑に進めていくために、原子力発電の計画段階における環境影響評価手続き期間と調査期間の短縮の可能性について検討していく必要があると思う。	追加的な環境負荷が軽微であると考えられるケースや環境負荷の面では現状よりも改善するケースについての環境影響評価手続の取扱いについては、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	223	工業地域のアセス該当事業では、大防法など環境法規に規定される特定施設に代表され、法条例に基づき、行政への届出、運用時の状況報告などが通常行われ、指導、チェックは十分になされる。リプレースに限らず、工業専用地域の事業の手続きを大幅に簡略化すべきである。	
	224	リプレースであっても手続きは簡略化すべきでない。リプレースの場合の審査項目や過去のアセスの調査内容の流用についての考え方などを、基本的事項、主務省令で整理することで、全体的な期間短縮について検討すべき。	
(複数案の検討について)	225	複数案の義務化については、立地のための土地が確保できるかといった問題等により、義務化できない項目がある。特に民間事業者においては、常に競争にさらされている中で、事業戦略等に関わるデータを出すことは、公正・自由な競争を阻害するものであり、公共事業とは性格が異なる。現行においても、既に環境保全措置について複数案の検討を行った場合には、その検討経緯が記載されており、現行の規定で問題ないものとする。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、「立地に関する複数案など、土地の確保といった問題等から、義務化することがふさわしくない項目があるとの意見や、民間事業者が複数案等の開示に関連して、事業戦略等にかかわるデータを出さざるを得ない結果とすることは、公正・自由な競争を阻害することになるとの意見もあった」「当初から環境影響評価法に基づく手続を実施した事業のうち、約8割の事業において建造物の構造・配置、環境保全設備、工事の方法等について複数案の比較検討の経緯が明示されていた」旨を記載しています(38ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	226	アセス法において、準備書作成にあたり「環境の保全のための処置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況)」を記載するよう規定されており、この中で複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうかの検討等が行われていることから、複数案の検討を法律で義務づけすることは不要である。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	227	アセスメント制度を充実させるべく、ゼロ・オプションを含む代替案の検討を義務付けるべきである。 (ほか同様の趣旨の意見10件)	
	228	立地および使用技術の双方について、複数案を検討することを義務化するべきである。	報告書案においても、「環境影響評価の実施に当たって、事業を行わない案を含めた複数案の検討を行うことを法律で義務づけるべきという意見があった」旨を記載しています(38ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	229	複数案の比較検討については、改変区域位置を比較するもの、改変区域内の土地利用に関するもの、環境配慮を含めた施設・設備の位置や内容を比較するものがあり、環境アセスメントの中で事業者の判断で比較が可能である。「計画の検討経緯を明らかにしていれば十分」といった議論に落ち着かせるのではなく、より地域に貢献する具体的な環境配慮検討が、環境影響評価手続きを踏むことによって導くことができた、事業者が自負できるような方向に制度的に誘導できないか考える。	環境影響評価手続における複数案の取扱いについては、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	230	義務付けになると無理やり不自然な案が出てくる可能性がある、強い推奨が好ましいと考える。	
	231	「実行可能なより良い技術」や「複数案の比較検討」の事例を、広く情報共有できるよう、この部分だけでも電子データベースを義務付けるなどの制度化を検討すべき。	情報の整備については、報告書案においても、「事業者の効率的な調査の実施にも資するよう、過去の環境影響評価図書の電子媒体による縦覧等について、関係者と連携しながらより一層の取組を進める必要がある」旨を記載しています(37ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。

(評価項目の拡大について)	232	歴史・文化的環境や、安全性などの評価項目の拡大については、予測評価の技術的な問題や、個別の事業法・規制法により対応している場合の二重規制の問題などについて、慎重な検討が必要と考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「評価項目の拡大については、環境基本法の射程範囲との整合性について留意し、自治体の対応に任せるべきではないかという意見があった」「事業実施前の影響評価ではなく、個別の事業法・規制法により対応すべき項目もあるのではないかという意見があった」旨を記載しています(39ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	233	環境基本法の環境保全施策の対象でない項目まで検討することは、環境影響評価法の範囲を超えるものではないか。歴史、文化、安全、社会的・経済的影響を調査・評価項目とする必要はない。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
	234	現状においても、環境影響評価実施時に、環境影響評価法の対象外の項目についても地方公共団体の条例等で環境影響評価が適切に実施されており、環境影響評価法において新たに評価項目を拡大する必要性はないと考える。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
	235	歴史的・文化的環境についても項目に組み入れるべき、という指摘については、評価判断基準の設定の難しさから困難であると思われる。	
	236	評価項目が増えることは事業者にとって負担増加となり、手続きのうえでも効率面からも好ましいとは思われない。	
	237	企業にとってアセスの長期化は大きな障害であり、まずは現状のアセス所要期間を短縮してから検討すべきである。	報告書案においては「リブレース等への対応について」といった手続期間に関する論点も取り上げており、報告書案に示した論点やいただいたご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	238	社会は常に動いているので、時々に応じた評価項目は必要となると考えられる。しかし、地域性も存在するため、柔軟に国で対応するべきか自治体の対応に任せるべきかを検討する必要があると考える。	報告書案においても、「評価項目の拡大については、環境基本法の射程範囲との整合性について留意し、自治体の対応に任せるべきではないかという意見があった」旨や「事業者が自主的に項目を追加することには柔軟な取扱いを可能とすることも必要ではないかとの意見があった」旨を記載しています(39・40ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	239	危険性・災害からの安全確保等について評価項目も拡大すべきである。	報告書案においても、「調査・予測・評価の項目について、歴史的・文化的な環境や、生活の質、危険性・災害からの安全確保、社会的経済的影響についても組み入れるべきではないかという意見があった」旨を記載しています(39ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	240	アセス制度に社会環境への影響の予測・評価の項目を設置するべきだと考える。	
	241	環境基本法の射程範囲を限定的に捉えず、歴史的、文化的な環境、安全確保、社会的環境等について、必要に応じて項目を追加することで対応する。 (ほか同様の趣旨の意見8件)	
	242	地下水及び水文環境(水質、水位、流量の変化)について、環境影響評価の中で組み込むべきではないか。もし組み込めないのであればどの段階で或いはどこで環境影響評価を行うか明確に規定する必要があるのではないか。	
	243	環境影響評価では、事業に伴う地形改変の程度、地盤や斜面安定性等の「安全性の確保」に深く関わるので、環境影響評価の観点から、「安全性」項目についても必要に応じて項目として選定できるように対応するべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	244	具体的な評価項目は法律の規定事項とし、現行の基本的事項の定める評価項目についても、文化的・歴史的な環境、文化財等を含めるべき。	現行法では対象となっていない評価項目の取扱いについては、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。なお、評価項目の絞り込みについては、報告書案にも記載しているように、方法書手続を通じて効率的でメリハリのある環境影響評価を行うこととしており、平成17年の基本的事項見直しにおいてもその観点を強化しています。
	245	諸外国の多くの制度において、(環境)影響評価の対象は安全、社会経済、健康、歴史、文化などの多岐にわたっていると認識しており、我が国においても、これらの項目を対象とすることについての制度的、技術的検討を行うことが必要であると考えます。	
	246	「温室効果ガス」と「ヒートアイランド」は新たな項目として対応すべき課題と考える。但し、評価のベースライン等の設定については、慎重に検討すべきであると考えます。	
	247	事業に伴う海砂の採取と使用先への影響評価も環境影響評価の対象として取り入れるべき。	
	248	影響調査を行う項目について、異常時のリスクも検討に加えた方が良いと考える。構造の劣化、事故、災害時など、異常時の環境について、そのリスクを検討し、発生する可能性及び環境影響が無視できないものについて、影響の評価と、評価結果の事業への反映を行うことが望ましいと考える。	
	249	環境影響評価法の予測・評価項目に「低周波空気振動」を加えること。	
	250	現行の環境影響評価法では評価対象は「自然」となっており、「産業」に関連する生物に対する評価は対象外となっていると見える。農産物はほぼ人間の管理下で育成されるが、水産物は一部を除き自然物であるので、評価対象生物選定にあたっては、現行の生物学・生態学的な視点のみならず、「自然物を対象とした産業上の重要性」も考慮すべきと考える。	
	251	開発に対して住民が求める環境については年々、変化してきている。その中で関心の高い項目について絞り込む必要があると同時に、既存の評価項目についても今一度見直しが必要ではないか。	

	252	評価項目の拡大については、生物多様性基本法の制定の趣旨を踏まえ、生物多様性の観点からの調査・予測・評価を拡大すべき。また、現行の生態系の評価手法も科学的知見を基に国として見直すべき。	
	253	わかりやすい環境アセスメントを目指す観点、また、複数案の比較を容易にする観点からも、動植物、生態系の定量的評価技術の開発やデータベース等の構築は非常に重要であると考え。したがって、「環境影響評価技術」の課題の1つとして、取り上げたら如何か。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「生物多様性については評価手法などの技術的な知見が十分ではない面も多いことから、こういった技術的知見の集積が必要との意見があった」旨を記載しています(42ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	254	生物多様性の保全については、その評価の基準、方法等確立されたものがないのが現状である。これらについては、早急な対応が必要ではないか。また、この際有効な保全対策のひとつと考えられるオフサイトミチゲーションについての、制度化が必要ではないか。	
9 環境影響評価結果の審査			
(審査会の活用について)	255	事業種によっては既に同様の審査機関が設置されている事例もあり、環境大臣が意見を述べる段階において審査会が設置された場合、事業者にとっては両方の審査機関への対応により、事務負担の増加や手続きの長期化といった懸念があるため、事業者の負担の増大につながらないように検討願いたい。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	報告書案においても、審査会の設置については「現状も環境大臣意見の形成に当たっては必要に応じ専門家の意見を聴取している点や地方公共団体の審査会と重複する可能性がある点に留意する必要があるとの意見や、審査会の義務付けは事務負担の増大や手続きの長期化にもつながる可能性があることから慎重な検討が必要であるとの意見」があった旨を記載しています(40ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	256	環境影響評価結果の審査は、意見の透明性の確保等の観点から、環境をはじめとする各種専門家の参加により行うよう、環境大臣のもとに審議機関を設置すべき。 (ほか同様の趣旨の意見9件)	報告書案においても、「広域的な観点から述べられる環境大臣意見の趣旨を踏まえ、改めて専門的な意見を聴取する必要があるのではないかという意見や、審査会の活用は審査の質の向上や透明性の確保、非公開情報の適切な処理といった観点からもメリットがあるという意見があった」旨を記載しています(40ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	257	画一的な審査基準を設けることが、ベスト追求型の視点を阻害するという意見は、適切な意見と考える。しかし、評価にあたり、環境影響をどの程度回避できているのかを考える際、ある程度の定量的な物差しがあれば、より良い環境影響評価が実施できると考える。このことから、環境省による「特殊案件等環境審査調査」において専門的知見を充実されていることは重要と考える。今後とも、案件を拡充し、その結果を事業者と共有することにより、環境影響評価の高度化を進めていただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き専門的知見の充実やその結果の普及に努めていきたいと考えます。
	258	温暖化対策の評価については、対策になることを何かしているか否か程度の検証ではなく、排出量を最小化する燃料が確実に選択されているかどうか、利用可能な最良の技術を確実に導入しているかを審査すべきである。	報告書案17ページに記載しているとおり、ベスト追求型の評価の視点として具体的には、現行の基本的事項において、環境基準等との整合性が図られているか否か検討する「国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討」に加えて、幅広い環境保全対策に係る複数の案を比較検討する手法と実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討する手法を例示しています。引き続き、これらの観点を踏まえた審査の実施に努めていきたいと考えます。
(地方公共団体の審査会に関する取組について)	259	現行法の仕組みでは、複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、2重のアセスメント審査を受けなければならないことから、重複審査を回避する効率的な仕組みが必要である。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	複数の地方公共団体にまたがる事業の審査については、報告書案においても、「地方公共団体による審査を効率的に実施するための対応として、複数の都府県にまたがって事業が実施される場合には関係都府県の合意に基づく審査会の開催、合同による意見提出を可能とする案が考えられるとの意見があった」旨を記載しています(32ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	260	ごみ処理施設などの一般的に迷惑施設と捉えられる施設は、諸事情から地方公共団体の境界付近に計画される事例があり、審査会及び手続きの当事者が、隣接する地方公共団体との調整に苦慮する事態が想定される。必要に応じ、審査会の共同会合などを開くなど、意見交換を円滑にすることにより、事業の実施に対するよりよい合意形成が図られると考える。	
	261	条例アセスの審査会では、案件数の少なさ、情報や知見の集約が困難な場合がある。そのため、各自治体の審査会を横断する連絡会や、環境アセスの実務者(例えば、環境アセスメント士などの資格保有者)や研究者からなる環境アセスメント学会の組織など支援策(人材派遣等)を検討する必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	報告書案においても、「地方公共団体の審査会では情報や知見の集約が困難な場合があり、各地方公共団体の審査会を横断する連絡会などの支援策が必要ではないかとの指摘があった」「審査に関する知見については、ブロック会議の開催等を通じて環境省と地方公共団体の担当部局との知見の共有や情報提供の促進が図られている」旨を記載しています(41ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	262	環境影響評価審査会についても夜間の実施など可能な限り多くの市民が状況を把握できるよう配慮してほしい。	
	263	学識者・審査会の意見に個人差(地域差)があり、学識者の意見により、過度に調査ボリュームが膨らむ。審査会委員の資格制度の設定、専門家に対する審査指針の作成等、審査員の質、構成などのあり方を明確に示すべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	条例に基づき設置されている審査会の運営・あり方については、特に地方公共団体の自主性に留意する必要があると考えます。なお、地方公共団体の実態の共有等について、ブロック会議等の場を活用してまいりたいと考えます。
	264	審査会が任命権者である知事の意見に左右されないために、独立した行政委員会等の地位が与えられることが必要。また、審査会の委員に環境NGOと環境アセスメントの専門家を参加させることが必要。	

10 戦略的環境アセスメント			
(戦略的環境アセスメントの制度化について)	265	アセスの実効性を図るため、SEAの法制化に早期に着手すべき。 (ほか同様の趣旨の意見11件)	報告書案においても、「生物多様性基本法の制定も念頭に置き、SEAの法制化について早急に取り組むべきという意見」「SEAを制度化せず実施事例の積み重ねを待つことは我が国の環境政策のスタンスとして後ろ向きではないかという意見」があった旨を記載しています(41ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	266	事業のみならず、政策、方針も環境アセス法の対象とすべき。	
	267	現在のSEA的の事例を見ると、何のために戦略段階で環境影響評価を行うのかが社会的に共有されていないのではないかとと思われる。もっとダイナミックな事例の創出に国として努めるべきである。そのためにも、環境省が所管する廃棄物処分場建設に伴うSEAについては、法的な根拠も整備しつつ、より多くの良好事例の創出に努めてもらいたい。	SEAは具体的な事業への適用が始められた段階であり、環境省においても報告書20ページに記載しているとおり、平成21年に最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)を取りまとめたところである。今後、当該ガイドラインを踏まえた実施事例が積み重ねることが期待されます。
	268	SEAに早急に取り組むべきであるが、そのためにも現在ある導入ガイドラインに基づいたアセス事例を着実に積み上げていくことが必要であると考えます。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	269	戦略的環境アセスメントの制度化については、発電所候補地点を公開することは電源立地を円滑に進める観点から問題が大きいこと、現行アセスメント制度による取組で特段問題は無いと考えること等から不要と考える。また、現在、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づき具体的な事業への適用が始められた段階であり、当面は本ガイドラインを踏まえた実施事例の積み重ねを行うべきである。その上で、慎重に評価検討を行い、日本の環境影響評価制度に適した戦略的環境アセスメントのあり方について検討を行うべきである。また、公共事業と一般事業は性格が異なることを十分に考慮すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「SEAは具体的な事業への適用が始められた段階であり、(略)当面は戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づく実施事例の積み重ねが重要であるとの意見が多く見られた」旨を記載しています(41ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	270	発電所アセス以外の事業でSEAのガイドラインにしたがったアセスを実施し、その実績を分析・検討した結果を踏まえ、制度見直しの検討を行うことが適切な手順である。その時期としては、今回のアセス法施行10年経過後の制度検討を踏まえて改正する法の施行10年後が適当だと考えられることから、この再検討の実施および時期を今回の論点の一つとして整理しておくべきである。	
	271	SEAについては、実施案件が少なく、制度化を早期に行うことより、現時点では実績を積み上げ、制度、技術的な課題を充分検討することが大切である。 (ほか同様の趣旨の意見8件)	報告書案においても、「SEAは具体的な事業への適用が始められた段階であり、(略)当面は戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づく実施事例の積み重ねが重要であるとの意見が多く見られた」旨を記載しています(41ページ)。技術的な検討の面を含め、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	272	SEA段階における「生物多様性については評価手法などの技術的な知見が十分ではない面も多いことから、こういった技術的知見の集積が必要である」という意見が紹介されているが、技術的知見の集積に当たっては、行政サイドからの支援が必要と思われる。	
	273	事業の構想段階では経済面、社会面など様々な観点からの判断が必要であるからこそ、環境配慮の視点、SEAは欠かせない。また、生物多様性基本法の制定を踏まえたSEA導入ガイドラインの見直しは、地方公共団体によるSEAの取組を阻害することがあるか疑問である。地方公共団体で導入しているSEAも発展していくことが方向性と考えます。	戦略的環境アセスメントのあり方や制度化については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	274	生物多様性の保全の観点から、SEAの法制化は、基本的事項の見直し時に検討する必要があると考えます。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	
(戦略的環境アセスメントの結果の環境影響評価手続への活用について)	275	ティアリング制度の整備は、アセス手続に係る費用、時間の縮小が見込まれ、事業者インセンティブを与えると考えられる。SEAの実施事例の蓄積を促進させるためにもティアリング制度を整備すべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	報告書案においても、「SEAの取組を促進していくためには、SEAの結果をその後の環境影響評価手続に活用する仕組みを設けることが有効であること、その場合において、法制度というよりも基本的事項において検討が必要ではないかという意見があった」旨を記載しています(42ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	276	SEAの取組の促進にはティアリングなど事業者のインセンティブの明確化が必要であり、基本的事項で詳細に検討する必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	

	277	戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づく実施事例を積み重ね、その上で必要があれば、ティアリングの検討をすべきと考えられる。 (ほか同様の趣旨の意見1件)		
	278	SEA(及びPIなどによる、そのさらに上位での検討)の結果は方法書に複数案の評価結果と採用案の選択理由などとして記載をする必要がある。それにより方法書段階での複数案比較の代替となり、住民理解の一助となると考える。		
	279	ティアリングや方法書への準用を積極的に進めることや義務付けなどが事業者のモチベーションになるかと思われる。その他、SEAを行うことによる事業者のメリットを前面に出さないと普及しないと思われる。	戦略的環境アセスメントの結果の環境影響評価手続への活用のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	
	280	SEAのプロセスや結果をEIAに反映させるという考え方は非常に重要であるが、SEAに過度な期待がかかっているように感じる。我が国の事業アセスにおいては、具体化した事業計画に基づく詳細なアセスメントが行われることを鑑みると、ティアリングとして活用できる内容は、それほど多くはないと感じる。概念としてのティアリングは理解できるものの、事業者にとっての現実的なインセンティブとはならないのではないかと考える。むしろ、SEAで扱った上で一定の結論を得た内容については、事業アセスの段階では再度取り扱わないといった、制度的な連携が必要ではないかと考える。 (ほか同様の趣旨の意見1件)		
(戦略的環境アセスメントに関するその他の意見)	281	湾岸工場地域やコンビナート地域における事業は、SEAの主旨には馴染まない。検討対象から外すべき。		戦略的環境アセスメントのあり方やSEAの導入を踏まえた環境影響評価制度のあり方については、報告書案に示した論点等を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。いただいたご意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
	282	SEAの導入により、今後は長丁場のアセスメントにおいて環境を含めて総合的にコントロールする合意形成技術者が必要とされるのではないかと考えられる。事業者を含めたステークホルダー間のコミュニケーションを円滑に運営することで良好なアセスメントを遂行しようという発想に立ち、例えばステークホルダーのコミュニケーションを義務づけるなど、このような気運を押し進めるような取組が望まれる。		
	283	生物多様性基本法では、事業実施の立案段階から自然環境保全のため、環境影響評価を織り込むよう求められているが、具体的にどのように調査を進めていけば良いのかは記されていない。そのため、調査・予測・評価方法等の指針が早くできればよいと思う。また、どのような事業が立案段階から自然保護を考慮してアセスを行うべきなのかを定義づけてほしいと思う。		
	284	SEAでは、環境面の観点に加え、経済面、社会面の観点を入れることが必要。		
11 その他の課題				
(不服申立・訴訟手続について)	285	環境影響評価法に争訟手続を導入することについては、報告書案にあるとおり多くの課題があり、事業者が情報開示に消極的になることにもつながる。特に民間事業者においては事業妨害的訴訟の可能性もあり、いたずらに事業の遅延となる恐れがあることから、関係省庁も交え、慎重な検討を行うべきである。 (ほか同様の趣旨の意見5件)	報告書案においても、環境影響評価法における訴訟手続の法制度化については「他の個別法との整合性や実態面への悪影響を懸念する意見が多くみられた」旨を記載しています(45ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	
	286	アセス手続は、住民の直接的な損害賠償訴訟と同列に扱うべきではないと考える。		
	287	アセスメントをより適法・適正なものとするべく、アセス対象事業について、不服申立手続や、団体訴訟制度等の訴訟手続を導入すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見17件)	報告書案においても、「環境影響評価手続や評価に問題がある場合について、違法・不当な行為を未然に防止し、環境影響評価制度の実効性を担保するために、特別の不服申立手続や訴訟手続を定めるべきとの意見があった」「現在の法制度・判例のもとでは環境影響評価に係る瑕疵を是正するための争訟制度が十分整備されているとはいいがたく、具体的な制度化のための検討を速やかに開始すべきであるとする意見があった」旨を記載しています(42・44ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。	
	288	環境保全と事業実施を比較考慮の上、その二つの価値観がぶつかったときに、環境保全に重きをおいて調整を促せる仕組み、もしくは異議を申し立てることができる仕組み(米国NEPAで設けられている「CEQ(環境の質委員会)」のような機関、若しくは司法府に判断を委ねることができる仕組み)を新たに設ける必要がある。		

	289	報告書案では訴訟制度に関する様々な課題について「具体的な制度化のための検討を速やかに開始すべきであるとする意見もみられた」と記載しているが、今後、その検討の方向性を明示したうえ、その制度化を検討するための組織と手続及び日程を提案すべきである。 (他同様の趣旨の意見1件)	「1 はじめに」において「環境影響評価制度の具体的な見直しの方向性については、今後更なる検討が必要とされるものであるが、本報告書は、制度の施行状況やそこで浮かび上がる課題について分析整理を行い、検討すべき課題や論点を明らかにすることを目的とするものである」としており、本研究会における議論の状況を踏まえ、上記の方針に沿って整理をしています。
(実務者の技術向上について)	290	環境アセスメントは総合的な技術、実務が必要である。環境アセスメントの信頼性の確保と人材育成の観点からも「環境アセスメント士」などの資格制度の充実や育成が必要と考える。 (ほか同様の趣旨の意見9件)	報告書案においても、「実務者の人材育成は重要であり、資格制度や技術向上を検討すべきという意見」があった旨や、環境アセスメント士の実施状況を記載しています(45ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	291	実務者を賞め実力を評価するとともに、罰則により社会的な制裁を受けさせるような仕組みが必要である。前者については、資格認定制度や格付制度、表彰制度などが考えられ、後者の罰則では、公表制度のほか、登録制度と資格剥奪のセットで実施する方法が考えられる。	
	292	行政の実務能力向上は早急に実現すべき重要な課題として、方策を議論すべき。行政が制度運用に習熟していないため、事業者に過大な作業を要求し、また、審査会において審査対象外の事項にまで波及させ、審査の長期化になっている。民間からアセスの人材を登用し、制度運用、審査会の適正化を今すぐ行う必要がある。	報告書案においても、「各地方公共団体において環境影響評価制度の着実な運用が図られるよう、対応能力強化の観点からの各種の情報交流についても、引き続き取組を進めていく必要がある」旨を記載しています(45ページ)。環境影響評価制度の運用に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(地方公共団体の制度との関係等について)	293	課題を記述している4章の本項目が5章から抜けている。	当該項目については、第4章で特に関連する事実関係のみを整理し、研究会において特段の追加意見はなかったことから、主要意見を整理する第5章では省略しました。
	294	法と条例による重複規制を避けるための条文は、適正な規定であり、現行規定のままでよい。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	報告書案においても、「平成9年答申においても、「国の制度の対象事業については、国の手続と地方公共団体の手続の重複を避けるため、国の制度による手続のみを適用することが適当である。」という整理をしている」旨を記載しています(46ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	295	現行法第61条第2号括弧書きを削除すべき。	報告書案においても、「地方公共団体独自の取組を制約しないよう、法第61条第2号の「(この法律の規定に反しないものに限る。)」を削除すべきとの意見があった」旨を記載しています(46ページ)。環境影響評価制度の検討に際しては、ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
(PFI事業への対応について)	296	課題を記述している4章の本項目が5章から抜けている。	当該項目については、第4章で特に関連する事実関係のみを整理し、研究会において特段の追加意見はなかったことから、主要意見を整理する第5章では省略しました。
この他の論点に関する意見			
(上記以外の報告書の記載内容について)	297	「5-1 環境影響評価制度の現状及び法制定後の動向」日本の環境影響評価制度は、「法と条例が一体となって」、「環境影響評価が行われる仕組みとなっている」と記されている。しかし、法及び条例による制度、手続については、対象事業の判定、調査・予測評価の項目の選定・方法、住民参加手続などに関する調整、協議の基準とルールは明確ではなかった。法に基づく制度、地方公共団体の条例に基づく制度に関し、これらの基準とルールを具体化すべきことを明記すべきである。	現行法においても、基本的事項及び主務省令においてスクリーニングの基準や調査・予測・評価の項目の選定の考え方を示す等、手続のルールや基準については示されているものと考えます。現行制度の課題については本報告書に示したような様々な論点が上がっており、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	298	現状とそれに伴う両論併記の課題は整理されているが、総論・各論とも「どうあるべきか」という議論・意見がないため、見直し・改正の方向性が見えない報告書になっている。環境影響評価法改正の方向性や、軸となる論点を示すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
	299	研究会の意見として一定の方向性が確認できた事項については、研究会としての意見を公表すべきであったと考えられる。	「1 はじめに」において「環境影響評価制度の具体的な見直しの方向性については、今後更なる検討が必要とされるものであるが、本報告書は、制度の施行状況やそこで浮かび上がる課題について分析整理を行い、検討すべき課題や論点を明らかにすることを目的とするものである」としており、この方針に沿って整理をしています。「…検討が必要である」と結論づけるか否かについては、研究会における議論の傾向を踏まえ判断しています。
	300	報告書は両論併記せずに、アセス制度の前進のためにきちんと結論を意見すべきである。反対意見については、誰の意見かなどを明記すべきである。	
	301	4章の課題では意見の賛否の両論併記の記述であり、結論にあたる「5 まとめ」においても、意見を並べただけで何を議論したのかが不明確であるため、個別の課題について具体的な方向性を記載すべきである。また、報告書案の課題の表現は、項目毎に「…検討が必要である」と結論づけしているものと「…検討が必要であるとの意見があった」の2種類の表現の違いが見受けられ、作成者の恣意的なものを感じられる。このことから全項目に「…検討が必要である」と結論づけるべきである。	
	302	運用の現状や時代の変化を踏まえ、アセス法の当初の目的からの乖離を明確にして、見直すべきは見直すで行った議論・意見が必要と感じた。	
	303	報告書の第3項で現状の解析を行っているが、仕組みの問題のみを上げており、運用実態として環境影響評価の所要時間が長期に渡り、弊害を生じていることが整理されていない。第4項の「課題」も同じ。制度の問題を論じるのなら、運用実態の課題を議論すべき。	

	304 「2-3 諸外国の制度」において、日本が環境影響評価の実施について閣議決定する以前に、環境影響評価制度を整備した国について各国名が上げられている。一方、閣議決定後制定された国名については、資料3を参照するよう記述されている。記述のバランスから考えて、制定国数が少ないので本文に記述すべきである。「フランス(1976)、韓国(1977)、EC(1985)、オランダ(1986)、イギリス(1988)、イタリア(1988)、ドイツ(1990)、カナダ(1992)、中国(2003)」	ご意見の趣旨を踏まえ、5ページを下記のとおり修正します。 「1985年には、環境影響評価に関するEC指令が採択され、その履行年限が1988年とされた。この履行年限以降、数年の範囲で、オランダ(1986)、イギリス(1988)、イタリア(1988)、ドイツ(1990)といったEU加盟国を中心として、欧州諸国での環境影響評価制度の整備が進んだ。」
	305 13頁、法施行後の動向で「方法書の縦覧は事業者自身が行い、事業者の事務所での縦覧に加え、関係都道府県及び関係市町村の庁舎等で縦覧を行うことが一般的となっている。縦覧場所が限られていることにより、方法書の閲覧に当たって制約がある場合もみられる」は適切な表現とは思えない。方法書の閲覧に当たって、多くのケースが部数および縦覧場所が限られ閲覧できず、適切な意見が出せない状況の方が多い。	ヒアリング等における電子縦覧の議論の際、閲覧の制約等について指摘する意見はあったものの、具体的な件数までは明らかになっていないため、原案どおりの表現とさせていただきます。
	306 14頁、諸外国制度の動向で、諸外国制度の動向に関する記述が10行程度で終わっているが、先進事例も多いことから、具体的な事例を複数追加すべきである。	各国の環境影響評価制度は、それぞれの国の計画・事業体系や関連する法規制・社会構造等が相違していることもあり、国別に様々な特徴を有していることから、諸外国制度の概要についてはフロー図化したうえで資料編の資料4において整理をしています。
	307 報告書においても資料においても、その議論の範囲が、アクセスに関するものに終始しているが、最も重要なのは21世紀において、日本は環境の価値をどのように位置づけるのかという議論を行い、結論を出していくことではないか。その位置づけに相応しい制度設計はその後で自ずと見えてくるものと考えられる。	本研究会では環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施状況その他関連事項について調査を行い、その結果を整理したものが本報告書です。いただいたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。
(その他報告書で記載のなかった論点に関する意見)		本報告書は、テーマ毎に本研究会でのヒアリング及び討議の中で得られた意見を分析整理し、環境影響評価制度の課題を記述する形としています。パブリックコメントでいただいた様々なご意見の中には、本報告書で分類した課題以外のものも含まれていますが、これらについてはパブリックコメント結果の整理として報告書資料編に収録するとともに、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。以下では、各個別意見についての考え方等を述べさせていただきます。
	308 スクリーニング手続きについては適用事例がないということで、期待していた機能が十分に発揮できていないと考える。スクリーニングの規模要件を引き下げよりも、むしろ全対象事業に義務化(あるいは選択可能)とし、方法書(スコーピング手続き)と一体化させて、環境アセスメントのメリハリ化に貢献させてはどうか。	法対象事業のスクリーニング適用実績がない点について、報告書案では「全ての第二種事業において環境影響評価を通じて環境配慮が行われる結果となっている」(11ページ)と整理しており、今後とも実態の把握等に努めていきたいと考えています。
	309 スコーピングでメリハリをつけることが可能で、かつ、地方自治体の条例アセスでカバーでき、スクリーニングの判定を受けずにアセスを実施している現状から、機能していないスクリーニング手続きは削除すべき。	
	310 現状では第二種事業でスクリーニングを実施した例がないことから、具体的なスクリーニングを行うための予測・評価手法が不明確と考える。簡易的な予測・評価手法についてのマニュアル整備等、国として制度上の位置づけやノウハウの蓄積を図るべきではないか。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	

311	環境アセスメントの実施に当たって何よりも事業者が嘘いつわりのなり情報を提供して、住民等との情報の共有化を図りながら合意形成を作りだす努力を惜しまないことが最も望まれる。	環境影響評価手続における適切な情報提供やコミュニケーションの促進は重要と考えています。本報告書においてもこうした観点からの様々な論点を整理しているところであり、引き続き検討を深めていきたいと考えます。
312	環境コンサルタントは環境を保全する環境専門家の立場から、事業者に助言する役割を忘れ、その機能は果たされていない。たとえ事業者の意志なのだとしても、アセス運用の専門家を標榜するのであれば、適切な情報の提供の所作について事業者へ助言するのが環境コンサルタントの役目ではないか。	
313	関係住民等を主体として手続に加わらせる改善をされたい。アセスの実施における事業者の説明責任と事業に対する合意形成の制度的保証が極めて不十分である。	
314	準備書の撮影及び複写等を行う施設の提供を制度化すべき。	
315	住民周知の手段(公告)についても、検討が必要ではないかと考える。公告の手法として、法では官報への掲載等が規定されているが、これらの手法の有効性の検証や、住民周知の方法としてより効果的な方法の検討が必要ではないかと考える。	
316	情報公開制度に基づかなければアセス方法書案等が入手できないというのは、現行制度の下でも、考えられない事態である。このような運営が実施されないよう法改正すべき。	
317	環境アセスメントのすべての実施主体は、環境アセスメント手続の実施に際し、意思決定の透明性の確保、市民参加、説明責任、情報公開の徹底を図ることを手続上の原則として明示すべき。	
318	一連の環境アセスメント手続につき各手続の属性に応じて、市民参加の権利を手続保障すべき。	
319	事業者と住民等との間の相互理解を深め、より望ましい環境アセスメントおよび事業内容につながるようなコミュニケーションプロセスをデザインし、その実施を支援する技術者が必要である。	
320	昨今、事業者はCSRとして企業の責任を果たさなければならない。環境影響評価を充分理解し、事後調査やモニタリング等を行い、情報を公開することで周辺地域住民とのリスクマネジメントが求められている。	
321	アセス方法書案やアセス評価書案(準備書)、アセス評価書は、専門家ではなく、一般市民が理解できる記載と記載分量であるべき。それに反した文書を公告・縦覧した場合には、やり直しの実施を義務化する等の対応を考える法改正を検討すべきである。	現行法の第3条において、国等の責務として「事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない」旨を規定しています。
322	国等の責務として、環境基準等各種の基準等にこだわることなくその調査項目の特性にあわせて、「出来る限り回避または低減・・・」することを規定してほしい。	
323	環境影響評価実施時点ですでに都市計画決定された事業について、環境影響評価の結果環境に著しい影響が予測される場合は適切に都市計画を変更して再度環境影響評価を実施しなければならないことを制度化すべき。	現行法において、法対象事業が都市計画に定められる場合には、当該都市計画の決定と環境影響評価手続が同時に進められるようにするための特例手続を設けています。
324	都市計画決定は評価書以後に決定すること。	

325	従来の環境アセスメントでは、様々な不確定な係数や数値等を使って10年以上も先の予測を行いながら、その予測数値を1つしか出さないという予測手法が取られ、その予測数値によって環境基準をクリアしていると評価するのが通例である。環境アセスメントが環境への影響を最小限に抑えることを目的に実施されるという点を考えれば、不確定なものは不確定なものとして一定の幅を持って正確に予測し、あらゆる場合に対応した対策を検討するというのが本来のあり方である。こうした点をどのように法制化するかは検討が必要であろうが、現場からの意見として参考にしてみたい。	環境影響評価の適切な実施に当たって、技術手法の検討は重要と認識しています。環境影響評価の技術手法に係る課題については、いただいたご意見等を踏まえ、今後とも実態の把握や知見の収集に努めていきたいと考えています。
326	温室効果ガスの技術手法については、更なる検討を進める必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見6件)	
327	「ベスト追求型」の原則は残念ながら細則や運用に活かされているとは言いがたく、また何がベストかを事業者の裁量で決めるようでは意味がないので、基本的事項などの細則づくりや運用にも活かせるようにしてほしい。	
328	事業に伴い、危険・有害物質の移動や、多数の従業員の自家用車通勤がある場合、排気ガスや危険・有害物質の排出のおそれがある。そのような場合に影響を受けることが予想される地域は、環境影響評価制度において「関係地区」に含められるべきである。	
329	開発行為により土壌中に貯留されているCO2が放出されるなど温室効果ガス発生があると予想される場合には、それによる影響について具体的に評価するべきである。また、事業計画は国および関係地域の温暖化対策との整合性を持つことが必要である。	
330	事業の内容や調査方法に関して、提示されなければならないガイドラインを明確に定めるべきだと考える。	現行法では、環境影響評価手続は事業内容の熟度が高くない段階で開始されることを念頭に置きつつ、環境影響評価図書における記載事項を法及び主務省令において規定しています。
331	環境影響評価手続における運用上の課題については、今後とも検討する必要がある。 (ほか同様の趣旨の意見7件)	現行法の規定や、環境影響評価手続の運用に係る課題については、いただいたご意見等を踏まえ、今後とも実態の把握や知見の収集に努めていきたいと考えています。
332	事業者から都道府県知事に通知される方法書及び準備書に対する住民意見は、概要ではなく生の意見書の全てを送付し、それを審査にかけるとの必要性がある。	
333	事業者の環境影響評価技術の確かさを担保するものとして、専門家の氏名の公表が必要だと考える。またその事業者に特定の専門家がない場合、他の事業者に委託するという制度を、導入するべきだと考える。さらには、専門家がより中立な立場で意見が述べられるような仕組みの制度化が必要であると考えている。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
334	市町村の合併で面積が広くなり、市町村名の記載だけでは、関係地域の範囲が判りにくい。範囲を図面で示すよう、制度を改善してほしい。	
335	政令指定都市が増加する状況下で、「都市計画決定権者の引継ぎ規定」が必要である。	
336	方法書記載事項に、「方法書作成の委託先」を加えるべきである。	
337	準備書は簡易に何度でも周知しつつ修正することが可能なようにすること。	
338	法は手続のみ制定しているが、法の趣旨を損なうような事態を禁止、抑制する規定を盛り込むべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	
339	準備書段階での追加調査や再調査を求める知事意見(許認可権者の意見)の遵守と、自治体等に指導を義務づける規定を明文化してほしい。	
340	事業者(特に民間事業者)にとって、アセスメントに必要な期間並びに費用は非常に大きな負担となっている。アセスメントの普及並びにそれに伴う自然環境や生活環境の保全推進の観点よりアセスメント制度の中で事業者に対するインセンティブを設けることが必要である。	
341	環境影響評価では、事業による環境改善、地域環境づくりへの貢献というポジティブアセスの観点を持つことが重要である。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	
342	リオ宣言の原則を遵守する旨の記載、および「リオ宣言第10原則」全文の記載を環境影響評価法本文に加えることを望む。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
343	環境アセスメント制度は、環境権の保障、生物多様性の保全及び環境基本法第3条ないし第5条の実現を理念とし、科学的かつ民主的な手続に従い、環境に配慮した意思決定を合理的に行うことを目的とすることを規定すべき。	

344	道路の場合、総延長として10kmを遥かに越える場合でも、事業費等の関係で数km程度に分割してアセスを行わずに事業を進めることもあろうかと思うが、環境影響評価の観点から全線開通した場合の環境影響も考慮して分割でのアセスを義務付ける必要があるのではないか。	法対象事業の範囲のあり方については、本報告書においても様々な論点を整理しているところであり、引き続き検討を深めていきたいと考えます。	
345	当該事業と事実上一体であり、直近に計画されながら、書面上で細分化され、それぞれが別個の事業として扱われ、評価対象となることを免れるようなことが許されないように、配慮されるべきである。		
346	環境アセスメント逃れに対する脱法禁止規定を設けるべき。		
347	環境影響評価法において累積的影響の定義規定を設けると共に、累積的影響が環境アセスメントの対象であることを明記するべき。		
348	対象事業と関連して環境アセスメントを要する他の事業の範囲を拡大すると共に、相互に関連する複数の行為につき環境アセスメントに係る規定を環境影響評価法において整備するべき。		
349	複数の事業から発生する環境負荷が地域に与える影響について評価し、現状より負荷が悪化する事業は認めない、そもそも現状で環境基準を超えているような場合には環境基準をクリアすることを目的としてかつその達成が確実な事業しか認めない、などの原則を定め、総合評価を実施すべきである。		
350	ベスト追求型の評価を、基準クリア型評価に戻すべき。一般の人にもわかりやすい評価の方法となり、事業に対する理解が深まるほか、事業の進行や審査の効率化につながる。		基準クリア型評価では基準以上に環境保全上望ましい事業計画を作成しようとするインセンティブが働きにくい、画一的な基準が定めにくいものについて評価が困難といった問題があることを踏まえ法制定時にベスト追求型評価の視点を取り入れており、こういった経緯について十分留意する必要があります。
351	資料収集に伴い、環境への重大な負荷が発生する恐れがある時には、そのような行為は禁止するべきである。		基本的事項では調査方法の選定について「可能な限り環境への影響の少ない調査の方法が選定されるものとする」としており、この前提の下に事業者において適切な調査方法が選定されるべきであると考えます。
352	慎重な調査が求められる生物の調査について、関係機関、NGOも含めた協議の場を設けて、調査方法や期間等の詳細の合意を得て実施するようすべきである。		
353	環境影響評価(アセス)の実施主体は、現行制度の当該事業者(事業者アセス)ではなく、第三者であるべき。		現行法では、事業を行おうとする者が自らの責任と負担で事業実施に伴う環境影響について配慮することが適当であること、事業者が事業計画を作成する段階で環境影響評価を一体として行うことにより、その結果を事業計画等に反映できるといった考えに基づき、事業者が環境影響評価を行うこととしています。
354	アセスの実施時期を明記し、より早い段階からのアセスを実施すべき。	報告書案でも記載しているとおり、法制定時の「事業計画において適切な環境配慮を行うためには、事業計画のより早い段階で、環境情報の収集が幅広く行われることが必要」という考え方に即して、現行法ではスコーピング手続を導入しています。	
355	評価の基準・方法等の重要事項を定める基本的事項を環境省令とし、各主務官庁の定める環境アセスメントに係る命令・内規等は、環境省令である基本的事項に従う旨を環境影響評価法において明記するべき。	現行法においても、主務省令の制定・改廃に当たっては、環境大臣に協議して定めることが規定されています。	
356	環境アセスメント基準の重要事項は環境影響評価法に明記するべき。		
357	環境保全措置に係る評価基準を環境影響評価法において明記するべき。	環境影響評価手続における各種の基準の明確化については、報告書案にも示されているように、ベスト追求型評価の視点との整合性について十分留意する必要があります。	
358	環境影響評価法において、環境アセスメントの公的審査につき基本的・実質的な審査基準を明記すると共に、審査手続につき法律規律を定めるべき。		
359	評価手続の途中における事業内容の修正については、環境がよくなる方向への変更には一定の免除規定を設けてもよいと思う。	現行法では環境影響評価手続の途中で事業内容の修正について、環境への影響が軽微と考えられる一定範囲内の修正については手続のやり直しを要さないこととしています。	
360	事業者が自ら設定した目標のクリアでは不十分であり、事業が不適当ならやめさせることができるよう法の中で明示してほしい。	現行環境影響評価法では、許認可等権者が行う許認可等の審査に際して、評価書の記載事項及び環境大臣の意見を勘案して述べられた許認可等権者の意見に基づいて環境保全への適正な配慮がなされているか否かについて審査を行い、免許等を付与することによる公益と環境保全に関する審査結果を総合的に判断し、免許等を拒否する処分又は必要な条件を付与することができることとされています。環境省においても、引き続き、許認可等権者に対する環境大臣意見の形成に当たって法の趣旨を踏まえた厳正な審査の実施に努めていきたいと考えます。	
361	どこかでこれ以上は被害を大きくしない、または被害をなくすという施策を執行するべきではないだろうか。		

	362	アメリカの環境ニューディール政策等、環境問題は今や世界の中心的な取組課題といえると思う。そのような中で、日本は、高い技術力を生かした環境問題への先進的な取組みをしていく絶好のチャンスを迎えているといえ、アセスがそのような取組を支援していけるような法整備ができていければと思う。	現行制度を巡る課題については本報告書の中で様々な論点を整理しているところであり、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	363	環境影響評価とは、「人と自然(環境)が健全な関係を維持するために、人間社会が備える主体的な自己規制のしくみ」であり、その過程を公の場において押し進めることによって、社会的合意を築くことができるものとする。その実現には、国際的な方向性や基準に照らし合わせた制度の改良がされるべきである。	
	364	現在の環境影響評価制度は形骸化されており、日本の貴重な生態系を守ることができない。本来の環境アセスを、実行させることのできる制度にするべきである。	
(今後の検討について)	365	施行10年目という節目を迎えての法改正にあたり、不要な制度改正は、今後の運用に混乱を生じる事も懸念されるため、まずは現行の環境影響評価制度において何が問題であったのかについて十分に調査・分析を実施したうえで、法改正の必要性について慎重な検討を実施すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	「1 はじめに」において記述しているように、環境影響評価制度の具体的な見直しの方向性については、今後更なる検討が必要とされるものでありますが、本報告書は、制度の施行状況やそこで浮かび上がる課題について分析整理を行い、検討すべき課題や論点を明らかにすることを目的とするものです。ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き議論を深めていきたいと考えます。
	366	今後の見直しを実施するタイミングをどうするかについても、予め検討し、提言しておくべき。	
	367	環境省には、ひるむことなく環境アセス法を強化し推進されることを期待する。	
	368	引き続き制度化の具体的審議をする段には、事業所管官庁の代表も臨時委員などとして加えて発言させ、公開の場で議論された審議会の結論がそのまま政策になるようにすべきである。	
	369	法制度の見直し「も含め」ではなく、「期待する」ものであるではなく、見直す作業を進めるべきと明記すべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	
	370	環境影響評価法附則第7条の規定による現行法の「検討」のみに終わらせることなく、規定の真の意味を汲みとって法改正の作業へさらに歩を進めてほしい。まずは、この件を中央環境審議会に諮ることを要請する。	
	371	法の制定・改廃は議論の中身を国民に充分周知して意見を聞くべき。	
(研究会の進め方等について)	372	環境影響評価制度総合研究会の検討員の構成について、環境コンサルタント団体の代表が入っているにもかかわらず環境NGO・NPOや市民が参加していないことは公平性に欠ける。今後の研究会の構成メンバーには、環境NGO・NPOや市民の参加を望む。	本研究会では、現場で実際に生じている問題について関係者から貴重なご意見をいただくため、関係省庁、地方公共団体、民間事業者、NPOを含む関係団体などを対象に幅広くヒアリングを実施することを通じて、環境影響評価制度の現状や課題等について様々な意見を聴取してきました。
	373	研究会のメンバーには過去に現場に携わった人もメンバーに加えるべき。	

4. その他の意見

今回のパブリックコメントの対象外となりますが、意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

他の法制度等に関する意見(6件)

個別事案に関する意見(4件)

その他(5件)